○厚生労働省告示第三百二十号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定に基づき、車両系建設機械特定自主検査基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

車両系建設機械特定自主検査基準

一　この告示は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定による特定自主検査のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百六十九条の二第一項に定める特定自主検査（次号において単に「特定自主検査」という。）について適用する。

二　特定自主検査は、別表第一から別表第七までの左欄に掲げる検査対象の構造及び装置の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が、これらの表の右欄に掲げる判定基準に適合してい

ることを確認することにより行わなければならない。

別表第１　全ての車両系建設機械

1.1　原動機

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
1.1.1 ディーゼル エンジン	(1) 本体	a　始動性	①　エンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	①　始動が容易で、かつ、異音がないこと。
			②　予熱栓がある場合は、作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
		b　回転の状態	①　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。	①　回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			③　エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	③　引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c　排気の状態	①　エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	①　排気色及び排気音が正常であること。
			②　排気管の取付け部、マフラー本体、継手部等からのガス漏れの有無を調べる。	②　ガス漏れがないこと。
		d　エアクリーナー	①　ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	①　ケースに亀裂及び変形がなく、かつ、蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			②　エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	②　著しい汚れ及び損傷がないこと。
			③　油量及び油の汚れの有無を調べる（オイルバス式のエアクリーナーに限る。）。	③　油量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、著しい汚れがないこと。
		e　締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部におけるボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略することができる。	緩み及び脱落がないこと。
		f　弁すき間	①　弁すき間を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、かつ、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略することができる。	①　弁すき間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。

		② 弁すき間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	② 異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
	g 圧縮圧力	① 圧縮圧力を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転の状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	① 圧縮圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		② 圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	② 異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
	h 過給機	① アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。
		② 本体（吸排気管接続部を含む。）からのガス漏れの有無を調べる。	② ガス漏れがないこと。
	i エンジンマウント	① ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び変形がないこと。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
		③ 防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	③ 損傷及び劣化がないこと。
	⑵ 潤滑装置	① オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	① 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		② ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
		③ エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、省略することができる。	③ 著しい汚れ及び損傷がないこと。
	⑶ 燃料装置	① 燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	① 燃料漏れがないこと。
		② 燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	② 損傷及び劣化がないこと。
		③ 燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、検査を省略することができる。	③ 著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
	⑷ 冷却装置	① 冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	① 水量が適正で、著しい汚れがないこと。

			② ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	② 水漏れ及び目詰まりがないこと。
			③ ホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③ ひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
			④ ラジエーターキャップのバルブ機能の異常の有無を調べる。	④ 正常に機能すること。
			⑤ ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	⑤ 損傷がないこと。
			⑥ ファンベルトの緩みを調べる。	⑥ 張り具合が適正であること。
			⑦ ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	⑦ 著しい摩耗及び損傷がないこと。
			⑧ 冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑧ 亀裂、損傷及び変形がないこと。
			⑨ 冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑨ 緩み及び脱落がないこと。
	⑸ 電気装置	a 充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	機能に異常がないこと。
		b バッテリー	① 電解液の量が規定の範囲内にあるかを調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケーターの表示確認又は電圧を測定することにより、バッテリーの充電状態を確認する。	① 電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケーターの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
			② 端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	② 緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
		c 配線	① 接続部の緩みの有無を調べる。	① 緩みがないこと。
			② 損傷の有無を調べる。	② 損傷がないこと。
	⑹ エアコンプレッサー		① 作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。
			② コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。
			③ エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜まっていないかを調べる。	③ 水が溜まっていないこと。
			④ アンローダー機能の適否を調べる。	④ 上限規定圧力で無負荷運転になり、下限規定圧力で負荷運転になること。
1.1.2 電動機	⑴ 電動機本体		① 異常振動及び軸受部の異音の有無を調べる。	① 異常振動及び異音がないこと。
			② コイルの絶縁抵抗を調べる。	② 絶縁抵抗が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。

			③　スリップリングのしゅう動面の汚れ、荒れ、腐食及び亀裂の有無を調べる。	③　汚れ、荒れ、腐食及び亀裂がないこと。
			④　ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	④　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲であり、全周の当たり具合が正常であること。
			⑤　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　駆動用ベルト		①　ベルトの緩みを調べる。	①　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がないこと。
			③　ベルトカバーの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	③　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
	⑶　始動装置（別名起動装置）		①　ヒューズの容量及び取付け状態を調べる。	①　ヒューズの容量及び取付け状態が適正であること。
			②　電動機を始動させ、機能の異常の有無を調べる。	②　正常に機能すること。
			③　接点の損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。
			④　配線の接続部の緩みの有無を調べる。	④　緩みがないこと。
			⑤　配線の損傷の有無を調べる。	⑤　損傷がないこと。
	⑷　保護装置		①　漏電ブレーカーの作動テストを行う。	①　確実に作動すること。
			②　過電流リレーの動作電流設定値を調べる。	②　過電流リレーの動作電流設定値が電動機定格電流に合致していること。
			③　過電流リレーの作動テストを行う。	③　確実に作動すること。
	⑸　配線等	a　分電盤	①　ヒューズの容量及び取付け状態を調べる。	①　ヒューズの容量及び取付け状態が適正であること。
			②　配線及び各取付けボルトの損傷、緩み及び脱落の有無を調べる。	②　損傷、緩み及び脱落がないこと。
			③　各器具の破損の有無を調べる。	③　破損がないこと。
		b　ケーブル	①　損傷及び変形の有無を調べる。	①　損傷及び著しい変形がないこと。
			②　端末処理の状態を調べる。	②　適正であること。
		c　接地線	電動機及び制御盤の接地線の有無並びに外れ及び断線の有無を調べる。	接地線が正常に取り付けられ、外れ及び断線がないこと。

1.2　油圧装置

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.2 油圧装置	⑴　作動油タンク	①　取付け部及び外周壁面の溶接部並びにカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。 　作動油タンクが加圧式タンクの場合は、エア漏れ（安全弁からのものを含む。）の有無を調べる。	①　油漏れ及びエア漏れがないこと。
		②　機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。 　ただし、製造者が定める方法によりオイル管理を行っている場合は、油の汚れの有無の確認を省略することができる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。	③　目詰まりがないこと。
		④　ブラケットの取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	⑵　フィルター（サクションフィルター、リターンフィルター、ラインフィルターを含む。）	①　フィルターエレメントを取り出し、汚れ、目詰まり及び損傷の有無を調べる。 　ただし、フィルターエレメントについて、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	①　汚れ、目詰まり及び損傷がないこと。
		②　フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれの有無を調べる。	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれがないこと。
		②　継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	⑷　油圧ポンプ（駆動装置を含む。）	①　パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　油圧ポンプを作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

		③　油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。 　ただし、②の検査の結果、異常振動、異音及び異常発熱がない場合は、この検査を省略することができる。	③　吐出量及び吐出圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
⑸　ＨＳＴ用ポンプ付属弁	a　ポンプコントロール弁	①　前進、後進及び中立の切換えが円滑に行えるかを調べる。	①　切換えが円滑であること。
		②　中立位置の適否を調べる。	②　ポンプの中立位置と一致し、中立位置で機械が静止していること。
		③　接合部及びシール部からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	b　プレッシャーオーバーライド弁	①　プレッシャーオーバーライド弁の作動圧をかけ、ポンプの吐出量を調べる。	①　吐出量が０になること。
		②　接合部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
⑹　油圧モーター		①　パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　作動の適否に異常がなく、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
⑺　油圧シリンダー		①　油圧シリンダーの作動の適否を調べる。	①　円滑に作動すること。
		②　数回伸縮させた後、シール部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。	③　伸縮量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		④　シリンダーチューブ及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	④　打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。
⑻　方向制御弁（コントロール弁、パイロットコントロール弁を含む。）		①　スプールを動かし、円滑に作動するか調べる。	①　円滑に作動すること。
		②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
⑼　電磁弁		①　電磁弁を作動させて、異音及び異常発熱の有無並びに作動の適否を調べる。	①　異音及び異常発熱がなく、かつ、正常に作動すること。
		②　油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
⑽　圧力制御弁（リリーフ弁、減圧弁、シーケンス弁、カウンターバランス弁、アンロード弁、ブレーキ弁を含む。）		①　アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。	①　圧力制御弁が正常に作動すること。
		②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。

⑾　流量制御弁（絞り弁、フローコントロール弁、デバダー弁を含む。）	①　アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	①　流量制御弁が正常に作動すること。
	②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
⑿　逆止め弁（チェック弁、パイロットチェック弁、シャトル弁を含む。）	①　アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	①　逆止め弁が正常に作動すること。
	②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
⒀　オイルクーラー	①　暖機運転の後、油温の適否を調べる。	①　冷却効果が適正であること。
	②　フィンの目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。	②　目詰まり並びに著しい変形及び破損がないこと。
	③　クーラー本体及び配管接続部からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	④　ファンベルトの緩みを調べる。	④　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑤　ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑤　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑥　電動式にあっては、モーターの異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑥　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
⒁　アキュムレーター	①　アクチュエーターを作動させ、作動速度等の異常の有無を調べる。	①　アキュムレーターが正常に作動すること。
	②　配管、ホース等の振れ及び異音の有無を調べる。	②　振れ及び異音がないこと。
	③　ガス封入圧を調べる。 ただし、①の検査の結果、正常に作動し、かつ、②の検査の結果、振れ及び異音がない場合は、この検査を省略することができる。	③　ガス封入圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
⒂　回転継手（センタージョイント、スイベルジョイントを含む。）	負荷をかけた状態で回転させ、回転の状態及び回転継手からの油漏れの有無を調べる。	円滑に回転し、油漏れがないこと。

1.3　上部旋回体

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	この表の「1.1.1　ディーゼルエンジン」に掲げる検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.3.2 動力伝達装置	⑴　主クラッチ（機械式のものに限る。）	①　アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにギヤを切り替えて、クラッチの切れ具合を調べる。	①　異音がなく、かつ、クラッチが完全に切れること。
		②　クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	②　滑りがなく、かつ、接続が円滑であること。
	⑵　クラッチペダル及びレバー（機械式のものに限る。）	①　操作して重さ及び戻り具合を調べる。	①　重さ及び戻り具合が適正であること。
		②　ペダルの遊び及びクラッチが完全に切れたときのペダルと床面との隙間を調べる。	②　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
	⑶　クラッチケース（機械式のものに限る。）	①　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	①　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		②　ケースからの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	⑷　トランスミッション	①　レバーを前進又は後進に入れ、車体を駆動させて作動の適否並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　正常に作動し、かつ、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑸　流体継手及びトルクコンバーター（機械式のものに限る。）	①　負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑹　チェーン及びスプロケット（チェーンケースを含む。）（機械式のものに限る。）	①　回転の状態における異常振動及び異音の有無を調べる。	①　異常振動及び異音がないこと。
		②　チェーンの緩み及び伸びを調べる。 ただし、①の検査の結果、異常振動及び異音が認められない場合は、この検査を省略することができる。	②　緩み及び伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　ケース内の油量及び油汚れの有無を調べる。	③　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		④　ケースからの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。

⑺　ギヤ及びピニオン（機械式のものに限る。）	回転の状態における異音及び歯当たりの異常の有無を調べる。 ただし、回転時に異音が認められない場合は、歯当たりの検査を省略することができる。	異音がなく、かつ、歯当たりが適正であること。
⑻　ギヤボックス、ギヤケース及びギヤカバー（機械式のものに限る。）	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
	②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
⑼　軸及び軸受（機械式のものに限る。）	負荷をかけた回転の状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
⑽　巻上げ減速機（油圧式のものに限る。）	①　負荷をかけた状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
	②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
⑾　旋回減速機（油圧式のものに限る。）	①　旋回中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
	②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
⑿　ドラム本体	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
	②　ドラムロック用のラチェット部の欠損及び摩耗の有無を調べる。	②　欠損及び著しい摩耗がないこと。
⒀　ドラム軸及び軸受	ドラムに負荷をかけ、異音、異常発熱及び振れの有無を調べる。	異音、異常発熱及び振れがないこと。
⒁　カムクラッチ（機械式のものに限る。）	作動させてスリップの有無及び作動の適否を調べる。	スリップがなく、かつ、正常に作動すること。
⒂　ジブ降ろし装置（機械式のものに限る。）	①　ジブを起伏させ、パウルの作動の適否を調べる。	①　円滑に作動すること。
	②　カバーを取り外し、パウルの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ただし、①の検査の結果、作動異常が認められない場合は、この検査を省略することができる。	②　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
⒃　旋回及び走行切換えクラッチ（機械式のものに限る。）	①　クラッチの作動具合及び負荷をかけたときの抜出しの有無を調べる。	①　入り及び切りが円滑で、かつ、抜出しがないこと。

		② クラッチの爪部の摩耗の有無を調べる。 ただし、①の検査の結果、作動異常が認められない場合は、この検査を省略することができる。	② 著しい摩耗がないこと。
	⑰ クラッチ、ブレーキバンド、シュー、ライニング及びドライバー	① クラッチ及びブレーキの作動の適否を調べる。	① 円滑に作動すること。
		② バンド、シュー及びドライバーの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	② 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		③ ライニングの摩耗量を調べる。	③ 摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		④ ライニングとドラムの当たりの異常の有無を調べる。	④ クラッチ又はブレーキを解放したとき、ライニングがドラムに接触しないこと。 ライニングの当たりが均一で、かつ、条痕がないこと。
		⑤ ライニングの当たり面の油脂の付着等の汚れの有無を調べる。	⑤ 汚れがないこと。
		⑥ リベットの緩みの有無を調べる。	⑥ 緩みがないこと。
	⑱ マスターシリンダー	① ペダル又はレバーを反復操作し、油漏れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。
		② リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	⑲ ホイールシリンダー	圧力をかけた状態を保持し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	⑳ ロッド、リンク及びケーブル類	① 損傷の有無及びクランプの緩みの有無を調べる。	① 損傷及び緩みがないこと。
		② クラッチ及びブレーキを作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	② 緩み及びがたがなく、かつ、割りピンの欠損がないこと。
	㉑ ホース及びパイプ	① 圧力をかけ、油漏れの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。
		② ひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	② 著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		③ ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
1.3.3 操縦装置（ホイール式のものに限る。）	⑴ ハンドル	① 走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。	① 振れ及び取られがなく、かつ、戻り具合及び重さが適正であること。
		② 上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。	② 著しいがたがなく、かつ、取付け部に緩みがないこと。

	⑵　パワーステアリング装置（ハイドロスタティック式のものに限る。）		①　油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
			②　ホース及びパイプのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	②　著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
			③　ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等に係る取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
1.3.4 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ（駆動装置を含む。） ⑸　油圧モーター ⑹　油圧シリンダー ⑺　方向制御弁 ⑻　電磁弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　オイルクーラー ⒀　アキュムレーター ⒁　回転継手		この表の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.3.5 操作装置	レバー、ペダル及びスイッチ		レバー等を操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。
1.3.6 安全装置	⑴　旋回ロック及び旋回制動装置	a　旋回ロック	①　ロックの効き具合を調べる。	①　効き具合が正常であること。
			②　ロック部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
			③　油圧によって作動する型式のものは、油漏れの有無並びに油圧ホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③　油漏れ並びに油圧ホースのひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		b　ブレーキ式旋回制動装置	①　ブレーキの作動の適否を調べる。	①　確実に作動すること。
			②　バンド、シュー、ディスク、レバー等の亀裂及び変形の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい変形がないこと。
			③　ライニング、ディスク及びパッドの摩耗の有無を調べる。	③　著しい摩耗がないこと。

			④　油圧によってブレーキ式旋回制動装置が作動する型式のものにあっては、油漏れの有無並びに油圧ホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	④　油漏れ並びに油圧ホースのひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
	⑵　ドラムロック装置	a　爪及びドラム	①　掛かり及び外れの操作を繰り返し、操作レバー及び爪の作動の適否を調べる。	①　作動が正常であること。
			②　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		b　操作機構	①　レバーを操作し、作動の適否を調べる。	①　円滑に作動すること。
			②　損傷及び腐食の有無を調べる。	②　損傷及び腐食がないこと。
			③　ドラムロック装置が油圧によって作動する型式のものは、油漏れの有無並びに油圧ホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③　油漏れ並びに油圧ホースのひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		c　パウルコントロール	①　ばねのへたりの有無を調べる。	①　へたりがないこと。
			②　フリクションシューの摩耗量を調べる。	②　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑶　ペダルロック及びレバーロック		ロックの効き具合並びに損傷及び変形の有無を調べる。	効き具合が正常で、かつ、損傷及び変形がないこと。
1.3.7　車体関係	⑴　旋回フレーム及びブラケット		①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　ローラーパス、ローラーブラケット、ローラー及びピン（機械式のものに限る。）		①　ローラーパス及びローラーブラケット溶接部の亀裂の有無を調べる。	①　亀裂がないこと。
			②　ローラーブラケットの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　ローラー及びローラーパス面の汚れ及び偏摩耗の有無を調べる。	③　汚れ及び偏摩耗がないこと。
			④　無負荷状態及び負荷状態で緩旋回させてローラーの回転の状態を調べる。	④　回転が円滑で、かつ、上部旋回体の揺れがないこと。
			⑤　ローラーとローラーパスの隙間を、90度間隔で４箇所について調べる。	⑤　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑶　旋回ベアリング及び旋回ギヤ		①　緩旋回を行って旋回時の引っ掛かり及び異音の有無を調べる。	①　引っ掛かり及び異音がないこと。
			②　旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 ただし、①の検査の結果、引っ掛かり及び異音がない場合は、この検査を省略することができる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。

		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
	⑷　スリップリング及びブラシ（油圧式のものに限る。）	旋回させて各計器及びモニターの作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	⑸　キャブ	①　亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。	①　亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。
		②　ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。	②　開閉状態並びにロック及びキーに異常がないこと。
		③　ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	③　がた及び破損がないこと。
	⑹　カウンターウェイト	取付けボルトの緩み、脱落及び伸びの有無を調べる。	緩み、脱落及び伸びがないこと。
	⑺　座席	①　調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑻　シートベルト	①　ベルトの損傷の有無を調べる。	①　損傷がないこと。
		②　シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。	②　正常にロックされること。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑼　昇降設備及び滑り止め	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑽　表示板	車両系建設機械構造規格（昭和47年労働省告示第150号）第８条及び第15条に規定する事項が表示された表示板の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、かつ、適正に取り付けられていること。
	⑾　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。）	①　各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	①　正常に作動し、かつ、適正に取り付けられていること。
		②　各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
	⑿　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯、多重電送装置を含む。）	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	⒀　後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。

1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.4.1 走行装置	⑴　起動輪、遊動輪及びスプロケット	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音及び異常発熱がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　軸部からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
	⑵　上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音及び異常発熱がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
	⑶　履帯（別名クローラベルト）	①　シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		④　履帯の張り具合を調べる。	④　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		⑤　トラックピンの抜出しの有無を調べる。	⑤　抜出しがないこと。
	⑷　ゴム履帯	①　スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。	①　切断及び著しい損傷がないこと。
		②　ゴムの欠け、劣化及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい欠け、劣化及び摩耗がないこと。
		③　芯金の脱落の有無を調べる。	③　芯金の脱落がないこと。
		④　履帯の張り具合を調べる。	④　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。

	⑸　履帯調整装置	①　グリースタイプのものにあっては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュータイプのものにあっては、調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。
		③　調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑹　走行チェーン（機械式のものに限る。）	①　緩みを調べる。	①　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　伸びを調べる。	②　著しい伸びがないこと。
		③　亀裂、摩耗及びかしめ部分の異常の有無を調べる。	③　亀裂、著しい摩耗及びかしめ部分の異常がないこと。
		④　Ｔピンの損傷及び脱落の有無を調べる。	④　損傷及び脱落がないこと。
	⑺　走行減速機	①　走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース等の亀裂及び損傷の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑤　油漏れの有無を調べる。	⑤　油漏れがないこと。
	⑻　ギヤ、ピニオン及び駆動軸（機械式のものに限る。）	①　回転の状態における異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　亀裂の有無及びバックラッシを調べる。	②　亀裂がなく、かつ、バックラッシが適正であること。
		③　歯当たり及びかみ合いの状態を調べる。	③　正常であること。
	⑼　ギヤケース及びカバー（機械式のものに限る。）	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
1.4.2 制動装置	⑴　走行ブレーキ	走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。

	⑵　ブレーキバンド及びライニング	①　バンドの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　ライニングの摩耗量を調べる。	②　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　ブレーキを開放したときのライニングとドラムとの隙間を調べる。	③　隙間が過大又は過小でないこと。
		④　ライニングの当たり面の油脂の付着等の汚れの有無を調べる。	④　汚れがないこと。
	⑶　駐車ブレーキ	無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
	⑷　爪及びロック部	①　爪の掛かり及び外れの状態を調べる。	①　確実に作動すること。
		②　爪及びロック部の亀裂及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
1.4.3 油圧装置	⑴　油圧モーター ⑵　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑶　圧力制御弁（ブレーキ弁に限る。） ⑷　方向制御弁（拡幅機構用に限る。） ⑸　油圧シリンダー（拡幅機構用に限る。）	この表の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.4.4 車体関係	⑴　下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	①　亀裂、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　昇降設備	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ビーム及びロック（拡幅機構用のものに限る。）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　ロックの着脱状態を調べる。	②　正常であること。

1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.5.1 動力伝達装置	⑴　クラッチ	①　アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともにトランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	①　異音がなく、かつ、クラッチが完全に切れること。
		②　クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	②　滑りがなく、かつ、接続が円滑であること。
	⑵　クラッチペダル ⑶　マスターシリンダー	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　パワーシリンダー	シリンダーに圧力をかけた状態で放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	⑸　トルクコンバーター ⑹　トランスミッション	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　動力取出し装置（別名ＰＴＯ）	①　作動させて作動の適否及び異音の有無を調べる。	①　正常に作動し、異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑻　プロペラシャフト	①　両輪を浮かせた状態で駆動させ、振れの有無を調べる。	①　異常な振れがないこと。
		②　スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。	②　著しいがた及び損傷がないこと。
		③　連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	③　緩み、損傷及び脱落がないこと。
	⑼　デファレンシャル	①　両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
		④　デフロック装置の作動の適否を調べる。	④　正常に作動すること。
	⑽　ファイナルドライブ	①　両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。

1.5.2 走行装置	⑴　フロントアクスル	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷及び変形がないこと。
		②　キングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	②　損傷及びがたがないこと。
	⑵　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
	⑶　タイヤ（ホイールを含む。）	①　空気圧を調べる。	①　空気圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	②　走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		③　溝の深さを調べる。	③　著しい摩耗がないこと。
		④　金属片、石その他異物のかみ込みの有無を調べる。	④　異物のかみ込みがないこと。
		⑤　ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
		⑥　リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑥　走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。
		⑦　走行させ、若しくは、車輪を浮かせて駆動させ、又は手動させ、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑦　がた、異音及び異常発熱がないこと。
	⑷　シャシーばね	①　スプリングの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　車体の前方及び後方から車両姿勢を調べる。	②　著しい傾きがないこと。
		③　リーフスプリングのUボルト及びスプリングバンド取付け部の緩み及び損傷の有無を調べる。	③　緩み及び損傷がないこと。
		④　スプリング、シャックル、ピン等の連結部のがた及び損傷の有無を調べる。	④　がた及び損傷がないこと。
		⑤　リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷の有無を調べる。	⑤　リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷がないこと。
		⑥　スプリングブラケットの亀裂及び損傷の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	⑥　亀裂及び損傷がないこと。
		⑦　ブラケット部のリベット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑦　緩み及び脱落がないこと。
	⑸　スタビライザー	取付け部の緩み及びがたの有無を調べる。	緩み及びがたがないこと。

	⑹　イコライザービーム及びトルクロッド	①　連結部を手でゆするなどしてシャフト、ピン及びボールジョイント部のがたの有無を調べる。	①　がたがないこと。
		②　ビーム、ロッド等の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
	⑺　ショックアブソーバー	①　油漏れ及び損傷の有無を調べる。	①　油漏れ及び損傷がないこと。
		②　取付け部の亀裂及びがたの有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂及びがたがないこと。
1.5.3 操縦装置	⑴　ハンドル	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ギヤボックス	①　ギヤボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	①　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		②　ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑶　ロッド及びアーム類	①　亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷及び曲がりがないこと。
		②　ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
		③　ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。	③　著しいがた及び摩耗がないこと。
		④　連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　ナックル	①　連結部のがたの有無を調べる。	①　がたがないこと。
		②　ナックルとフロントアクスルとの隙間を調べる。	②　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　亀裂の有無を調べる。	③　亀裂がないこと。
	⑸　かじ取り車輪	①　ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度及びかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	①　左右で著しい相異がないこと。
		②　ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。	③　接触していないこと。
	⑹　パワーステアリング装置	①　リザーバータンク内の油量を調べる。	①　適正であること。
		②　油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。

		③　ホース及びパイプのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③　著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		④　ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
1.5.4 制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
		③　ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。	③　エアの混入がないこと。
	⑵　駐車ブレーキ	①　レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。	①　引きしろに余裕があること。
		②　無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	②　効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
		③　レバーの引く力又はペダルの踏力及びレバー又はペダルの戻り具合を調べる。	③　レバーの引く力又はペダルの踏力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、レバー又はペダルの戻り具合が正常であること。
		④　爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	④　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑶　ブレーキロック（ＡＯＨ式ブレーキを含む。）	①　駐車ブレーキレバーを引いて、ブレーキロック作動スイッチを操作したときの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　ブレーキロック作動時におけるブレーキの効き具合を調べる。	②　適正であること。
	⑷　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑸　ホース及びパイプ	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　オイルブレーキ	①　ペダルを操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	①　円滑に作動すること。

	② ペダルを操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。 ただし、ホイールシリンダーについては、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	② 油漏れがないこと。
	③ リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
⑺ エアブレーキ	① ペダルを操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及びペダルの戻り具合を調べる。	① ストロークが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、ペダルの戻り具合に異常がないこと。
	② エアリザーバーを規定値まで加圧した後、リザーバー、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。
⑻ ブレーキ倍力装置	① チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
	② ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	② エア漏れ及び油漏れがないこと。
⑼ ブレーキドラム及びブレーキシュー	① ドラムとライニングとの隙間を調べる（アジャスター手動調整式のものに限る。）。	① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	② ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	② 剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	③ ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	③ 腐食及びへたりがないこと。
	④ ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	④ 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
⑽ バックプレート	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び変形がないこと。
	② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
⑾ ブレーキディスク及びパッド	① ペダルを操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。	① 引きずりがないこと。

		② パッドの厚さを調べる。	② パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③ ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③ 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		④ ピストンからの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
		⑤ ディスク及びパッドの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤ 緩み及び脱落がないこと。
	⑿ 駐車ブレーキドラム及びライニング	① ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 緩み及び脱落がないこと。
		② ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	② 剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		③ ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	③ 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⒀ 二重安全ブレーキ機構	自動漏出防止弁及び非常用制御装置（スプリングブレーキを含む。）の作動具合を調べる。	正常に作動すること。

1.5.5 油圧装置	⑴ 作動油タンク ⑵ フィルター ⑶ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷ 油圧ポンプ（駆動装置を含む。） ⑸ 油圧シリンダー（アウトリガー用に限る。） ⑹ 方向制御弁（アウトリガー用に限る。） ⑺ 電磁弁（アウトリガー用に限る。） ⑻ 逆止め弁（アウトリガー用に限る。） ⑼ 圧力制御弁 ⑽ オイルクーラー		この表の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.5.6 安全装置 1.5.7 車体関係	⑴ 車枠及び車体		① シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等の亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。
			② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	⑵ アウトリガー	a ビーム、ビームボックス及びフロート	① ビームを伸縮させ、引っ掛かり等の異常の有無を調べる。	① 円滑に作動すること。
			② ビーム、ビームボックス及びフロートの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	② 亀裂及び著しい変形がないこと。
		b ロック及びロックピン等	① ロック作動時の異常の有無を調べる。	① 正常に作動すること。
			② ピンの変形及びチェーンの損傷の有無を調べる。	② 変形及び損傷がないこと。
		c ジャッキ	ジャッキを上下させて、亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。

	⑶　キャブ ⑷　座席 ⑸　シートベルト ⑹　昇降設備及び滑り止め ⑺　表示板 ⑻　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑼　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑽　後写鏡及び反射鏡	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。

1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.6.1 動力伝達装置	⑴　トルクコンバーター ⑵　トランスミッション又は減速機	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　動力取出し装置（別名ＰＴＯ） ⑷　プロペラシャフト ⑸　デファレンシャル ⑹　ファイナルドライブ	この表の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.6.2 走行装置	⑴　フロントアクスル ⑵　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング ⑶　タイヤ（ホイールを含む。） ⑷　シャシーばね	この表の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　スプリングロックシリンダー	①　作動させてスプリングロックの掛かり及び外れの状態を調べる。	①　確実に作動すること。
		②　外筒からの油漏れ及び損傷の有無を調べる。	②　油漏れ及び損傷がないこと。
		③　取付け部の亀裂及びがたの有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③　亀裂及びがたがないこと。
1.6.3 操縦装置	⑴　ロッド及びアーム類 ⑵　ナックル ⑶　かじ取り車輪	この表の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　油圧シリンダー（ステアリングシリンダーに限る。）	この表の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　ステアリングロック	①　操作して掛かり具合を調べる。	①　確実にロックされること。
		②　ロック部、支持部及びリンク部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
		③　油圧又は空圧によって作動する形式のものは、油漏れ及びエア漏れの有無並びに油圧ホース及びエアホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③　油漏れ及びエア漏れ並びにホースのひび割れその他損傷及び劣化がないこと。

1.6.4 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ	この表の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑸　オイルブレーキ ⑹　エアブレーキ ⑺　ブレーキ倍力装置 ⑻　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑼　バックプレート ⑽　ブレーキディスク及びパッド ⑾　駐車ブレーキドラム及びライニング	この表の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
1.6.5 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧シリンダー（アウトリガー用に限る。） ⑹　電磁弁（アウトリガー用に限る。） ⑺　逆止め弁（アウトリガー用に限る。） ⑻　圧力制御弁	この表の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
1.6.6 安全装置 1.6.7 車体関係	⑴　車枠及び車体	この表の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑵　アウトリガー a　ビーム、ビームボックス及びフロート b　ロック及びロックピン等 c　ジャッキ	
	⑶　昇降設備及び滑り止め	この表の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑷　反射鏡	

1.7　ジブ

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
1.7.1 ラチス構造ジブ	⑴　ジブ本体		①　上下、左右の曲がり及びねじれの有無を調べる。	①　全長にわたって上下及び左右に著しい曲がり及びねじれがないこと。
			②　ジブフート部の亀裂及び曲がりの有無を調べる。	②　亀裂及び曲がりがないこと。
			③　ジブ主柱及び補助桁の亀裂、曲がり及び打痕の有無を調べる。	③　亀裂、曲がり及び打痕がないこと。
			④　溶接部の亀裂及び腐食の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	④　亀裂及び腐食がないこと。
			⑤　ジブフートピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗がないこと。
			⑥　接合部（クレビスを含む。）の変形の有無を調べる。	⑥　変形がないこと。
			⑦　ジブ接合ボルト又はピンの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑦　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　ジブ支持機構	a　Aフレーム又はガントリー	①　亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び曲がりがないこと。
			②　ジョイントピンの取付け状態並びに損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　割りピン等の抜け止めが確実にセットされており、ピンに損傷及び著しい摩耗がないこと。
		b　ブライドル、スプレッダー又はイコライザー	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
			②　シーブ、ベアリング又はブシュ及びピンの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		c　ペンダントロープ	①　圧縮止め部又はソケット部におけるワイヤロープの腐食及び素線切れ（ただし、フィラ線の素線切れを除く。）の有無を調べる。	①　著しい腐食及び素線切れがないこと。
			②　接続部及びコッターピンの亀裂及び変形の有無を調べる。	②　亀裂及び変形がないこと。
			③　連結ピンの取付け状態並びに損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　割りピン等の抜け止めが確実にセットされており、ピンに損傷及び著しい摩耗がないこと。
1.7.2 ボックス構造ジブ	⑴　ジブ本体		①　全伸長させて全体の曲がり及び長手方向のねじれ（底板のねじれを含む。）の有無を調べる。	①　全長にわたって上下及び左右に曲がりがなく、かつ、著しいねじれがないこと。
			②　伸縮させて各ジブの曲がりの有無を調べる。	②　著しい曲がりがなく、かつ、伸縮動作に支障がないこと。
			③　ジブラップ部のへこみ（底板の湾曲を含む。）の有無を調べる。	③　著しいへこみがないこと。
			④　側面板のうねり及びひずみの有無を調べる。	④　下半分にうねり及びひずみがないこと。
			⑤　打痕及び局部的なへこみの有無を調べる。	⑤　著しい打痕及び局部的なへこみがないこと。

				⑥　ジブを全伸長させて上下、左右に振り、各スライディングパッド部のがたの状態及び摩耗の有無を調べる。	⑥　著しいがた及び摩耗がないこと。
				⑦　溶接部の亀裂及び損傷の有無を、特に次の各号に掲げる事項について重点的に調べる。 （イ）起伏シリンダー取付けブラケット部分 （ロ）ジブラップ部の上下補強部分 （ハ）ジブフート部分 （ニ）ジブポイント部分 （ホ）側面補強板部分 （ヘ）伸縮ロープ取付け部分 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	⑦　亀裂及び損傷がないこと。
				⑧　伸縮させて各ピン部のがたの有無を調べる。	⑧　著しいがたがないこと。
				⑨　ピン抜け止めボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑨　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　ジブ伸縮・起伏機構	a　ホースリール		①　巻取り機能を調べる。	①　適正な張力を保ち、円滑に巻き取られること。
				②　ホースのひび割れその他損傷及び油漏れの有無を調べる。	②　ひび割れその他損傷及び油漏れがないこと。
		b　ジブ伸縮用ワイヤロープ		この表の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　油圧機器	イ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ　油圧シリンダー ハ　逆止め弁	この表の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
1.7.3　シーブ	⑴　シーブ			①　溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	①　著しい摩耗がないこと。
				②　ピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
	⑵　保護金物及びロープ外れ止め			①　欠損、変形及び取付け部の緩みの有無を調べる。	①　欠損及び著しい変形がなく、かつ、取付け部の緩みがないこと。
				②　シーブとの間隔を調べる。	②　適正であること。

1.7.4 フックブロック	フックブロック	①　フックの変形及び摩耗の有無を調べる。	①　フックの摩耗量（下図に掲げるａに同じ。）が下図に掲げるｂの３％以内であること。 フックの開き（下図に掲げるｃに同じ。）が原寸法の±５％以内であること。 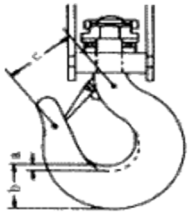
		②　フック先端を接地させた状態でフックブロックのがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　フックブロックを分解して、トラニオン及びフックナットの損傷及び摩耗並びにベアリングの軌道面のフレーキング、圧痕、損傷及び腐食の有無を調べる。 ただし、②の検査の結果、著しいがたがない場合は、この検査を省略することができる。	③　トラニオン及びフックナットの損傷及び著しい摩耗並びにベアリングの軌道面のフレーキング、圧痕、損傷及び腐食がないこと。
		④　ワイヤロープ外れ止めの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
		⑤　各部の取付け状態を調べる。	⑤　適正であること。
		⑥　給油脂状態を調べる。	⑥　給油脂が十分であること。
1.7.5 安全装置等	⑴　巻過ぎ防止装置及び巻過ぎ防止警報装置	①　装置のスイッチを入れ、フックその他のつり具が重錘に接触するまで巻き上げ、作動の適否を調べる。	①　ジブの先端部の下面とつり具等の上面との間隔が、所定の値に達したとき、作動すること。
		②　重錘の亀裂及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		③　つりロープの腐食、素線切れ及びキンクの有無を調べる。	③　腐食、素線切れ及びキンクがないこと。
		④　ロープの端末処理の状態を調べる。	④　端末処理が適正に行われていること。
		⑤　つりチェーンの亀裂及び損傷の有無を調べる。	⑤　亀裂及び損傷がないこと。
		⑥　手で電源のオン・オフを繰り返し、リミットスイッチの作動の適否を調べる。	⑥　正常に作動すること。
		⑦　リミットスイッチの損傷の有無を調べる。	⑦　損傷がないこと。
		⑧　警報装置の作動の適否を調べる。	⑧　正常に作動すること。
		⑨　警報装置の損傷の有無を調べる。	⑨　損傷がないこと。

		⑩　ケーブル（コードを含む。）の損傷、断線の有無及び絶縁の状態を調べる。	⑩　損傷及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。
		⑪　カバーを開き、ケーブル接続部又は端子部の腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。	⑪　腐食、焼損及び緩みがないこと。
		⑫　ケーブルを手で引っ張り、ケーブルリールのばねの張力の適否及び回転の状態を調べる。	⑫　張力が適正で、かつ、円滑に回転すること。
		⑬　ケーブルリールの損傷の有無を調べる。	⑬　損傷がないこと。
		⑭　各機器の取付け状態を調べる。	⑭　適正であること。
	⑵　ジブ起伏制限装置	①　ジブを最大傾斜角度まで起こし、作動の適否を調べる。	①　ジブが最大傾斜角度に達する前に作動すること。
		②　リンク機構の亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、著しい変形、腐食及び摩耗がないこと。
		③　手で電源のオン・オフを繰り返し、リミットスイッチの作動の適否を調べる。	③　正常に作動すること。
		④　リミットスイッチの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
		⑤　警報装置の作動の適否を調べる。	⑤　正常に作動すること。
		⑥　警報装置の損傷の有無を調べる。	⑥　損傷がないこと。
		⑦　ケーブル（コードを含む。）の損傷、断線の有無及び絶縁の状態を調べる。	⑦　損傷及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。
		⑧　カバーを開き、ケーブル接続部又は端子部の腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。	⑧　腐食、焼損及び緩みがないこと。
		⑨　電磁弁を作動させて、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑨　異音及び異常発熱がなく、かつ、正常に作動すること。
		⑩　電磁弁からの油漏れの有無を調べる。	⑩　油漏れがないこと。
		⑪　各機器の取付け状態を調べる。	⑪　適正であること。
	⑶　ジブ倒れ止め装置（パイプ式バックストッパーを含む。）	①　ジブを水平にし、亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、著しい変形、腐食及び摩耗がないこと。
		②　取付け状態を調べる。	②　適正であること。
	⑷　角度計　a　角度計（電気式のものに限る。）	①　ジブを起伏させ、角度計の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　角度検出器の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		③　角度検出器からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
		④　角度表示計の各スイッチを操作し、スイッチ及び指針の動き並びにランプ等の作動の適否を調べる。	④　正常に作動すること。

			⑤　角度表示計の損傷及び汚れの有無を調べる。	⑤　損傷及び著しい汚れがなく、かつ、容易に表示計の文字が読み取れること。
			⑥　ケーブル（コードを含む。）の損傷、断線の有無及び絶縁の状態を調べる。	⑥　損傷及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。
			⑦　カバーを開き、ケーブル接続部又は端子部の腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。	⑦　腐食、焼損及び緩みがないこと。
			⑧　各機器の取付け状態を調べる。	⑧　適正であること。
		b　角度計（機械式のものに限る。）	①　起伏角度の範囲内でジブを起伏させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　損傷の有無及び目盛等の鮮明度を調べる。	②　損傷がなく、かつ、目盛等が鮮明であること。
			③　取付け状態を調べる。	③　適正であること。

1.8　リーダー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.8 リーダー	⑴　リーダー（鋼管形、ラチス形、ボックス形に限る。）	①　曲がり、亀裂及び打痕の有無並びにはしごの損傷の有無を調べる。	①　著しい曲がり、亀裂及び打痕並びにはしごの著しい損傷がないこと。
		②　上部シーブ（トップシーブを含む。）の摩耗並びに軸、ロープ外れ止め及びブラケットの損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、回転時にロープが外れないこと。
		③　中間シーブの摩耗並びに軸、ロープ外れ止め及びブラケットの損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、回転時にロープが外れないこと。
		④　リーダー上部取付け部の亀裂及び変形の有無を調べる（懸垂式のリーダーに限る。）。	④　亀裂及び著しい変形がないこと。
		⑤　リーダー下部取付け部の亀裂及び変形の有無を調べる。	⑤　亀裂及び著しい変形がないこと。
		⑥　バックステー取付け部の亀裂及び変形の有無を調べる（三点支持式のリーダーに限る。）。	⑥　亀裂及び著しい変形がないこと。
		⑦　起伏ペンダントロープの取付け部の亀裂及び変形の有無を調べる（三点支持式のリーダーに限る。）。	⑦　亀裂及び著しい変形がないこと。
		⑧　回転リーダーの上部回転部のリーダー回転ロックピン取付け部に係る亀裂及び変形の有無を調べる（三点支持式のリーダーに限る。）。	⑧　亀裂及び著しい変形がないこと。
		⑨　回転リーダーの上部回転部のステーロックピン取付け部に係る亀裂及び変形の有無を調べる（三点支持式のリーダーに限る。）。	⑨　亀裂及び著しい変形がないこと。
		⑩　回転リーダーの下部回転部の回転ロックピンに係る亀裂及び損傷の有無を調べる（三点支持式のリーダーに限る。）。	⑩　亀裂及び損傷がないこと。
		⑪　回転リーダーの回転装置の損傷の有無を調べる（三点支持式のリーダーに限る。）。	⑪　損傷がないこと。
		⑫　リーダー左右固定ピンの変形及び摩耗の有無を調べる（三点支持式のリーダーに限る。）。	⑫　変形及び著しい摩耗がないこと。
		⑬　ガイドパイプの曲がり、変形及び摩耗並びに継ぎ目のずれの有無を調べる。	⑬　著しい曲がり、変形及び摩耗並びに継ぎ目のずれがないこと。
		⑭　リーダー接合ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑭　緩み及び脱落がないこと。

⑵　キャッチフォーク（懸垂式のものに限る。）	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
	②　調整シリンダー取付け部の変形の有無を調べる。	②　変形がないこと。
⑶　リーダーブラケット（三点支持式のリーダーに限る。）	①　亀裂及び変形並びにリーダー下部しゅう動溝部の摩耗の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形並びにしゅう動溝部の著しい摩耗がないこと。
	②　リーダー下部取付け軸部（ユニバーサルジョイント及びスピンドルに限る。）の変形及び摩耗の有無を調べる。	②　変形及び著しい摩耗がないこと。
	③　引き起こし用ジャッキ（フロントジャッキを含む。）及びリンク装置の亀裂及び変形の有無を調べる。	③　亀裂及び変形がないこと。
	④　リーダーブラケット上面のシーブの摩耗並びに軸、ロープ外れ止め及びブラケットの損傷及び摩耗の有無を調べる。	④　損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、シーブ回転時にロープが外れないこと。
	⑤　回転リーダーのシリンダー及び調整シリンダー取付け部の変形の有無を調べる。	⑤　変形がないこと。
⑷　バックステー（三点支持式のリーダーに限る。）	①　曲がり及び変形の有無を調べる。	①　曲がり及び変形がないこと。
	②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	③　取付け具の損傷の有無を調べる。	③　損傷がないこと。
	④　バックステーシリンダー球座部の摩耗並びにボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　著しい摩耗並びにボルトの緩み及び脱落がないこと。
⑸　アウトリガー　a　ビーム、ビームボックス及びフロート　b　ロック及びロックピン等　c　ジャッキ	この表の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
⑹　ワイヤロープ	この表の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	(7) 油圧装置	a　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	この表の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b　油圧シリンダー（バックステー用、リーダー回転用、リーダー調整用、フロントジャッキ用、アウトリガー用に限る。）		
	(8) 計器及び安全装置	a　リーダー傾斜角度計（電気式のものに限る。）	リーダーを前後左右に傾斜させ、作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		b　荷重計	①　負荷をかけ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　検出器及び取付け部の亀裂及び変形の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい変形がないこと。
			③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		c　巻過ぎ防止装置及び巻過ぎ防止警報装置	この表の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

1.9　ワイヤロープ

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.9 ワイヤロープ	⑴　ワイヤロープ	①　仕様及び長さの適否を調べる。	①　当該車体の構造及び性能に照らし、適正な仕様及び長さであること。
		②　直径の減少量を調べる。	②　減少量は公称径の７％以下であること。
		③　素線切れの有無を調べる。	③　ワイヤロープの一より当たりの素線切れの数が、素線数の10％以内であること。
		④　キンク、形くずれ及び腐食の有無を調べる。	④　キンク、著しい形くずれ及び腐食がないこと。
		⑤　油切れの発生の有無を調べる。	⑤　油切れが発生していないこと。
	⑵　ワイヤロープの端末処理	①　クリップの適否を調べる（クリップ止めのワイヤロープに限る。）。	①　クリップの方向が正しく、かつ、下図に掲げる間隔はワイヤロープの太さｄの６倍（６ｄ）以上であり、かつ、締付けが適正であること。 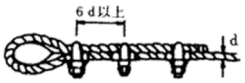
		②　ソケットの装着状態を調べる（コッター止めのワイヤロープに限る。）。 　また、クリップ併用の場合は、クリップの適否を調べる。	②　コッターはソケット長さいっぱいに入り、かつ、ロープに締めしろがあること。 　下図に掲げるソケットとコッターの接触はワイヤロープの太さｄの４倍（４ｄ）以上であること。 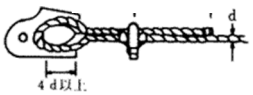
		③　ソケットの亀裂及び変形の有無を調べる（コッター止めのワイヤロープに限る。）。	③　亀裂及び変形がないこと。
		④　ピン及びピンの抜け止めの異常の有無を調べる（合金詰めソケット止めに限る。）。	④　ピン及びピンの抜け止めに異常がないこと。
		⑤　腐食の有無を調べる（合金詰めソケット止め及び圧縮止めに限る。）。	⑤　腐食がないこと。
	⑶　ドラムへの取付け	①　取付け状態を調べる。	①　コッター止め部におけるコッターとワイヤロープとの接触部分の長さ及び締めしろが適正であること。
		②　ワイヤロープの捨巻きの長さを調べる。	②　捨巻きは２巻き以上であること。

別表第２　整地・運搬・積込み用機械

2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.2 動力伝達装置	⑴　主クラッチ ⑵　クラッチペダル又はインチングペダル ⑶　クラッチケース	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　イナーシャブレーキ及びインターロック	①　アイドリング状態でクラッチを切り、イナーシャブレーキの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　走行中にエンジンの回転を上げ下げし、インターロックの作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
	⑸　トルクコンバーター（ダンバーを含む。）	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　ユニバーサルジョイント	①　エンジンを低速から高速まで急加減速させて、異常振動及び異音の有無を調べる。	①　異常振動及び異音がないこと。
		②　シャフトの曲がり、スプライン部の摩耗並びにジョイント部の損傷及びがたの有無を調べる。	②　曲がり、摩耗、損傷及びがたがないこと。
		③　連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	③　緩み、損傷及び脱落がないこと。
	⑺　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　操向機構（横軸を含む。）	①　走行させて操向レバー又はペダルを操作し作動の適否を調べる。	①　異音及び滑りがなく、かつ、確実に作動すること。
		②　レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。	②　遊び及び引きしろが適正であること。
		③　レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。	③　がた及び各ピンの腐食がないこと。
		④　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑤　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤　油漏れがないこと。
	⑼　ステアリングモーター	別表第１の「1.2.1　油圧装置」の「⑹　油圧モーター」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑽　ファイナルドライブ（ＨＳＴの走行減速機を含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

2.1.3 走行装置	⑴　起動輪及び遊動輪	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー）（ボギーを含む。）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音及び異常発熱がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
		⑤　凹凸のある地面を走行させてボギーの作動の適否を調べる。	⑤　円滑に首振り作動すること。
	⑶　履帯（別名クローラベルト） ⑷　ゴム履帯 ⑸　履帯調整装置	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　トラックフレーム、ダイヤゴナルブレース及びイコライザー	①　亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
2.1.4 制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
	⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ペダルロック	①　ペダルを踏み込み、足を離したときの作動の適否を調べる。	①　確実にロックされていること。
		②　ロック状態におけるブレーキの効き具合を調べる。	②　ブレーキが十分に効いていること。
		③　ロック部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑷　ロッド、リンク及びケーブル類	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.5 作業装置	⑴　ブレード、バケット、アーム及びリンク	①　各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　ブレード等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。

	⑵　バケットコントロール（トラクター・ショベルに限る。）	①　レバーを操作し、バケットポジショナーの作動の適否を調べる。	①　バケットが設定した角度で停止すること。
		②　レバーを操作し、リフトキックアウトの作動の適否を調べる。	②　バケットが設定した高さで停止すること。
	⑶　アタッチメント（リッパー、ウインチを含む。）	①　リッパー等を作動させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		③　取付け状態を調べる。	③　適正であること。
2.1.6 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　ＨＳＴ用ポンプ付属弁 ⑹　油圧モーター ⑺　油圧シリンダー ⑻　方向制御弁 ⑼　電磁弁 ⑽　圧力制御弁 ⑾　流量制御弁 ⑿　逆止め弁 ⒀　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.7 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。
2.1.8 安全装置 2.1.9 車体関係	⑴　車枠及び車体	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑶　座席 ⑷　シートベルト ⑸　昇降設備及び滑り止め	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　連結装置	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑺　レバーロック	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　作業装置安全ピン及び安全リンク	亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び損傷がないこと。

	⑼　表示板 ⑽　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑾　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑿　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⒀　給油脂	①　各部の給油脂状態を調べる。	①　給油脂が十分であること。
		②　自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
2.1.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.2 動力伝達装置	⑴　トルクコンバーター ⑵　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　プロペラシャフト ⑷　デファレンシャル ⑸　ファイナルドライブ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　チェーンケース（スキッドステアリング式のものに限る。）	①　前進させ、及び後進させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	②　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		③　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		④　カバー取付け面及び車軸からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
		⑤　ケース取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
2.2.3 走行装置	⑴　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング ⑵　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.4 操縦装置	⑴　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ギヤボックス ⑶　ロッド及びアーム類	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　アーティキュレート機構	①　左右にかじ取りをしてアーティキュレート角度を調べる。	①　アーティキュレート角度が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　左右にかじ取りをしてセンターピンのがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　センターピン部の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	③　亀裂、損傷及び変形がないこと。
		④　ステアリングシリンダーの異常の有無を、別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準により調べる。	
	⑸　パワーステアリング装置	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　オイルブレーキ ⑹　エアブレーキ ⑺　ブレーキ倍力装置 ⑻　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑼　バックプレート ⑽　ブレーキディスク及びパッド（キャリパー式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑾　ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。）	ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	摩耗が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑿　駐車ブレーキドラム及びライニング	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⒀　駐車ブレーキディスク及びパッド	①　パッドの厚さを調べる。	①　パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	②　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		③　スプリングチャンバーの作動の適否並びにエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	③　正常に作動し、かつ、エア漏れ及び油漏れがないこと。
2.2.6 作業装置	⑴　バケット、ブレード、アーム（ブームを含む。）及びリンク	①　各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　バケット等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　バケットコントロール	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

2.2.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　ＨＳＴ用ポンプ付属弁 ⑹　油圧モーター ⑺　油圧シリンダー ⑻　方向制御弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.8 操作装置	操作レバー	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.9 安全装置 2.2.10 車体関係	⑴　車枠及び車体	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑶　座席 ⑷　シートベルト ⑸　昇降設備及び滑り止め ⑹　レバーロック	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　作業装置安全ピン及び安全リンク	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　表示板 ⑼　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑽　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑾　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑿　給油脂	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.3　スクレーパー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.2 動力伝達装置	⑴　トルクコンバーター ⑵　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　プロペラシャフト ⑷　デファレンシャル ⑸　ファイナルドライブ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.3 走行装置	⑴　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング ⑵　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　サスペンションアーム（クッションヒッチ、ヒッチピンを含む。）	①　連結部のがたの有無を調べる。	①　著しいがたがないこと。
		②　アーム等の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
	⑷　サスペンションシリンダー及びクッションシリンダー	①　アイドリング状態でコントロールレバー又はスイッチを操作し、シリンダーロッドの伸びを調べる。	①　伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　油漏れ及び損傷の有無を調べる。	②　油漏れ及び損傷がないこと。
		③　取付け部の亀裂、がた及び緩みの有無を調べる。	③　亀裂、がた及び緩みがないこと。
2.3.4 操縦装置	⑴　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ギヤボックス ⑶　ロッド及びアーム類	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　アーティキュレート機構	この表の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　パワーステアリング装置	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。

		③　ペダルの踏み具合によってエア混入の有無を調べる。	③　エアの混入がないこと。
		④　リターダーブレーキの効き具合を調べる。	④　効き具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　エアブレーキ ⑹　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑺　バックプレート	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。）	この表の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.6 作業装置	⑴　ボウル、エプロン及びエジェクター	①　ボウル等を作動させ、異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　各部の緩み及び損傷の有無を調べる。	②　緩み及び著しい損傷がないこと。
	⑵　エッジ	①　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	①　緩み及び脱落がないこと。
		②　亀裂及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
2.3.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧シリンダー ⑹　方向制御弁 ⑺　圧力制御弁 ⑻　流量制御弁 ⑼　逆止め弁 ⑽　オイルクーラー ⑾　アキュムレーター	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.8 操作装置	操作レバー	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.9 安全装置 2.3.10 車体関係	⑴　車枠及び車体	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑵　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑶　座席 ⑷　シートベルト ⑸　昇降設備及び滑り止め ⑹　レバーロック ⑺　表示板 ⑻　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑼　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑽　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑾　給油脂	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.4　スクレープ・ドーザー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.4.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.2 動力伝達装置	⑴　主クラッチ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クラッチレバー	①　レバーを操作し、レバーの重さ及び戻り具合を調べる。	①　重さ及び戻り具合が適正であること。
		②　レバーの遊びを調べる。	②　レバーの遊びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑶　クラッチケース ⑷　トルクコンバーター ⑸　トランスミッション（伝達歯車機構を含む。）	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　操向クラッチ	①　走行させて操向レバー又はペダルを操作し、作動の適否を調べる。	①　異音及び滑りがなく、かつ、確実に作動すること。
		②　レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。	②　遊び及び引きしろが適正であること。
		③　レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。	③　がた及び腐食がないこと。
		④　ケースからの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
	⑺　各ギヤボックス（中央大歯車及びファイナルドライブを含む。）	①　走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
2.4.3 走行装置	⑴　起動輪及び遊動輪 ⑵　上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー） ⑶　履帯（別名クローラベルト） ⑷　履帯調整装置	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　トラックフレーム	①　亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。

2.4.4 制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
		③　ブレーキペダルを踏んでブレーキシリンダーのストロークを調べる。	③　ストロークが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.5 作業装置	ボウル、エプロン、エジェクター及びドーザー	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　ボウルの底板及び各カッターの摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
2.4.6 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧シリンダー ⑹　方向制御弁 ⑺　圧力制御弁 ⑻　逆止め弁 ⑼　アキュムレーター	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.7 操作装置	操作レバー	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.8 安全装置 2.4.9 車体関係	⑴　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑵　座席 ⑶　シートベルト ⑷　昇降設備及び滑り止め ⑸　表示板	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　警報装置	スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
	⑺　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。）	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	⑻　後写鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。

	⑼　給油脂	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
2.4.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.5　モーター・グレーダー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.5.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.2 動力伝達装置	⑴　主クラッチ ⑵　クラッチペダル又はインチングペダル ⑶　クラッチケース ⑷　マスターシリンダー	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　パワーシリンダー	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　トルクコンバーター ⑺　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　ファイナルドライブ（ベベルギヤを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑼　タンデム装置	①　走行させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
2.5.3 走行装置	⑴　フロントアクスル	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷及び変形がないこと。
		②　センターピン及びリーニングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	②　損傷及びがたがないこと。
	⑵　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.4 操縦装置	⑴　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ギヤボックス ⑶　ロッド及びアーム類	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　ナックル及びナックルブラケット	①　ナックルとキングピンとの連結部のがたの有無を調べる。	①　がたがないこと。
		②　ナックルとナックルブラケットとの隙間を調べる。	②　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　亀裂の有無を調べる。	③　亀裂がないこと。

	⑸　かじ取り車輪 ⑹　パワーステアリング装置（油圧倍力装置を含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　アーティキュレート機構	この表の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　油圧シリンダー（ステアリング用、リーニング用、アーティキュレート用に限る。）	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　オイルブレーキ ⑹　エアブレーキ ⑺　ブレーキ倍力装置 ⑻　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑼　バックプレート	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑽　ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。）	この表の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑾　駐車ブレーキドラム及びライニング	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑿　駐車ブレーキディスク及びパッド（キャリパー式のものに限る。）	①　パッドの厚さを調べる。	①　パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	②　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⒀　駐車ブレーキディスク及びプレート（スプリングチャンバー式のものに限る。）	①　ディスクの厚さを調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	①　ディスクの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。

		③　スプリングチャンバーの作動の適否及びエア漏れの有無を調べる。	③　作動が正常で、かつ、エア漏れがないこと。
2.5.6 作業装置	⑴　サークル	①　ブレードを地面に下ろし、ガイドシューとサークルの隙間を調べる。	①　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　サークルギヤの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑵　ブレード回転ギヤケース	①　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	①　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		②　ケースからの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	⑶　ブレードレールガイド	ブレードを移動させ、レールとガイドの隙間を調べる。	隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑷　ブレード及びスカリファイヤ	①　ブレード等を作動させ、異音及びがたの有無を調べる。	①　異音及び著しいがたがないこと。
		②　損傷及び変形の有無を調べる。	②　損傷及び著しい変形がないこと。
		③　カッティングエッジ及びツースの摩耗の有無を調べる。	③　著しい摩耗がないこと。
2.5.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター ⑹　油圧シリンダー ⑺　方向制御弁 ⑻　圧力制御弁 ⑼　流量制御弁 ⑽　逆止め弁 ⑾　回転継手	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.8 操作装置	操作レバー	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.9 安全装置 2.5.10 車体関係	⑴　車枠及び車体	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑶　座席 ⑷　シートベルト ⑸　昇降設備及び滑り止め ⑹　レバーロック	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　作業装置安全ピン及び安全リンク	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑻　表示板 ⑼　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑽　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑾　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑿　給油脂	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第３　掘削用機械

3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
3.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.2 走行装置	⑴　起動輪及び遊動輪 ⑵　上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー） ⑶　履帯（別名クローラベルト） ⑷　ゴム履帯 ⑸　履帯調整装置 ⑹　走行減速機	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.3 制動装置	駐車ブレーキ	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.4 作業装置	⑴　ブーム、アーム、バケット及びリンク	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　ブーム等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	③　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		④　ピンシールの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
		⑤　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　ツース	脱落、がた及び摩耗の有無を調べる。	脱落、がた及び著しい摩耗がないこと。
	⑶　ブレード（別名排土板）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　作動させて各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　フック	①　変形及び摩耗の有無を調べる。	①　変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付け部の亀裂の有無を調べる。	②　亀裂がないこと。

		③　ワイヤロープ外れ止めの機能の適否及び損傷の有無を調べる。	③　正常に作動し、損傷がないこと。
3.1.5 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター ⑹　油圧シリンダー ⑺　方向制御弁 ⑻　電磁弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　回転継手 ⒀　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.6 操作装置	操作レバー等	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.7 安全装置 3.1.8 車体関係	⑴　下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　旋回フレーム及びブラケット ⑶　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　旋回減速機	①　旋回中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
		④　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。

	⑸　旋回ロック ⑹　ペダルロック及びレバーロック ⑺　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑻　カウンターウェイト ⑼　座席 ⑽　シートベルト ⑾　昇降設備及び滑り止め ⑿　表示板 ⒀　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⒁　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯を含む。） ⒂　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⒃　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.9 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
3.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.2 動力伝達装置	⑴　クラッチ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クラッチペダル ⑶　マスターシリンダー	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　パワーシリンダー	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　動力取出し装置（別名ＰＴＯ） ⑺　プロペラシャフト ⑻　デファレンシャル ⑼　ファイナルドライブ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑽　走行減速機	①　走行させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
3.2.3 走行装置	⑴　フロントアクスル ⑵　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング ⑶　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　イコライザー	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
		②　連結部のがたの有無を調べる。	②　がたがないこと。
		③　アクスルロックを操作し、効き具合を調べる。	③　確実にロックされること。
3.2.4 操縦装置	⑴　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ロッド及びアーム類 ⑶　ナックル ⑷　かじ取り車輪	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑸　油圧シリンダー（ステアリングシリンダーに限る。）	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑹　パワーステアリング装置	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑸　オイルブレーキ ⑹　エアブレーキ ⑺　ブレーキ倍力装置 ⑻　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑼　バックプレート ⑽　ブレーキディスク及びパッド ⑾　駐車ブレーキドラム及びライニング	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.6 作業装置	⑴　ブーム、アーム、バケット及びリンク ⑵　ツース ⑶　ブレード（別名排土板） ⑷　フック	この表の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター ⑹　油圧シリンダー（作業機用、アウトリガー用に限る。） ⑺　方向制御弁 ⑻　電磁弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　回転継手 ⒀　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.8 操作装置		この表の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。

3.2.9 安全装置 3.2.10 車体関係	⑴　下部架台フレーム及びブラケット		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑵　アウトリガー	a　ビーム、ビームボックス及びフロート b　ロック及びロックピン等	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑶　旋回フレーム及びブラケット ⑷　旋回ベアリング及び旋回ギヤ ⑸　旋回減速機 ⑹　旋回ロック ⑺　ペダルロック及びレバーロック ⑻　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑼　カウンターウェイト ⑽　座席 ⑾　シートベルト ⑿　昇降設備及び滑り止め ⒀　表示板 ⒁　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⒂　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯を含む。） ⒃　後写鏡及び反射鏡		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⒄　給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
3.2.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。
			各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

3.3　機械式クラムシェル（クローラ式、トラック式、ホイール式）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
3.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.2 動力伝達装置 3.3.3 走行装置 3.3.4 操縦装置 3.3.5 制動装置	⑴　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.6 作業装置	⑴　ジブ	別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クラムシェルバケット	①　ワイヤロープの取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
		②　損傷及び溶接部の亀裂の有無を調べる。	②　損傷及び溶接部の亀裂がないこと。
		③　ツースの摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。
		④　シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	④　著しい摩耗がないこと。
		⑤　シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗がないこと。
		⑥　シーブのロープ外れ止めガイドの変形及び摩耗の有無並びにロープの外れの有無を調べる。	⑥　変形及び著しい摩耗並びにロープの外れがないこと。
		⑦　ロープガイドローラーの内径の損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑦　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		⑧　ロープ固定ソケットの変形の有無を調べる。	⑧　変形がないこと。
		⑨　タグライン用チェーン及びシャックルの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑨　著しい損傷及び摩耗がないこと。
	⑶　油圧式タグライン	①　油圧モーターからの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　油圧モーターを作動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　作動の適否に異常がなく、かつ、異音及び異常発熱がないこと。
		③　制御弁を切換え、回転方向及びトルクを調べる。	③　正規の方向に円滑に回転し、かつ、トルクが適正であること。
		④　タグラインドラムの損傷の有無を調べる。	④　著しい損傷がないこと。
		⑤　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。

	⑷　スプリング式タグライン	①　タグラインスプリングのへたりの有無を調べる。	①　著しいへたりがないこと。
		②　タグラインドラムの損傷の有無を調べる。	②　著しい損傷がないこと。
		③　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑸　ワイヤロープ	別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.7 油圧装置 3.3.8 操作装置 3.3.9 安全装置 3.3.10 車体関係	⑴　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

3.4　油圧式クラムシェル（クローラ式及びホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
3.4.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.4.2 動力伝達装置 3.4.3 走行装置 3.4.4 操縦装置 3.4.5 制動装置		この表の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.4.6 作業装置	⑴　ブーム、伸縮アーム、シーブ及びリンク	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　ブーム等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト、ナット及び各取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ピンシールの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
		⑤　ワイヤロープ取付け部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	⑤　亀裂及び損傷がないこと。
		⑥　シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	⑥　著しい摩耗がないこと。
		⑦　シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	⑦　著しい摩耗がないこと。
		⑧　シーブのロープ外れ止めガイドの変形及び摩耗の有無並びにロープの外れの有無を調べる。	⑧　変形及び著しい摩耗並びにロープの外れがないこと。
		⑨　ロープガイドローラーの内径の損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑨　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		⑩　ロープ固定ソケットの変形の有無を調べる。	⑩　変形がないこと。
	⑵　クラムシェルバケット	①　損傷及び溶接部の亀裂の有無を調べる。	①　損傷及び溶接部の亀裂がないこと。
		②　ツースの摩擦並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑶　ワイヤロープ	別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

3.4.7 油圧装置 3.4.8 操作装置 3.4.9 安全装置 3.4.10 車体関係	この表の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.4.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第４　基礎工事用機械

4.1　ディーゼルパイルドライバー

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.1.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.2 動力伝達装置 4.1.3 走行装置 4.1.4 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.5 作業装置	⑴　ディーゼルパイルハンマー	a　上部シリンダー	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
			②　ラム起動用上下ストッパー（別名カム）の摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
			③　ハンマー本体つり上げ用リブ（別名カム）の下面と起動装置ストッパーの摩耗の有無を調べる。	③　著しい摩耗がないこと。
			④　シリンダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		b　下部シリンダー	①　ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	①　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　取付けボルトの緩み及びフランジの変形の有無を調べる。	③　ボルトの緩みがなく、かつ、フランジの変形がないこと。
			④　エンドリング、二つ割金物及び取付けフランジの変形及び摩耗量を調べる。	④　変形がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			⑤　亀裂及び変形の有無を調べる。	⑤　亀裂及び変形がないこと。
			⑥　冷却水タンク及び排水口プラグからの水漏れの有無を調べる。	⑥　水漏れがないこと。
		c　ラム及びアンビル	①　油だめ室のプラグの緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
			②　ガイドリングの摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
			③　ピストンリングの折損の有無並びにへたりの量及び摩耗量を調べる。 ただし、ハンマーの作動の異常及びガス漏れがない場合は、この検査を省略することができる。	③　折損がなく、かつ、へたりの量及び摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。

		④　ラム凸球面及びアンビル凹球面の損傷の有無を調べる。 　ただし、ハンマーの作動時に異音等の異常がない場合は、この検査を省略することができる。	④　損傷がないこと。
		⑤　緩衝ゴムの劣化及び摩耗の有無を調べる。	⑤　劣化及び著しい摩耗がないこと。
		⑥　アウターエンドリング、取付けフランジ、ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑥　緩み及び脱落がないこと。
d 燃料機器	イ　燃料タンク及び配管	①　排油プラグからの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　ロッキングスピンドル（別名開閉レバー）の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		③　燃料ろ過器ストレーナーの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。	③　汚れ及び目詰まりがないこと。
		④　燃料配管の損傷及びナットの緩みの有無を調べる。	④　損傷及び緩みがないこと。
	ロ　打撃式燃料ポンプ	①　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	①　緩み及び脱落がないこと。
		②　カムの摩耗量を調べる。	②　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　プランジャーの作動の適否を調べる。	③　正常に作動すること。
		④　油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
	ハ　ノズル式（別名J型）燃料ポンプ	①　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	①　緩み及び脱落がないこと。
		②　カムの摩耗量を調べる。	②　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　燃料ストップ弁の作動の適否を調べる。	③　正常に作動すること。
		④　油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
e 潤滑装置	イ　潤滑油タンク及び配管	①　排油プラグからの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　潤滑油タンク及びロッキングスピンドル（別名開閉レバー）の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		③　潤滑油ろ過器ストレーナーの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。	③　汚れ及び目詰まりがないこと。
		④　潤滑油配管の損傷及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	④　損傷及び油漏れがないこと。
	ロ　潤滑油ポンプ	①　プランジャーの作動の適否及び油漏れの有無を調べる。	①　正常に作動し、かつ、油漏れがないこと。
		②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。

		f　起動装置	①　ガイドギブ（別名案内金物）とリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	①　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　ガイドギブ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　ラムのつり上げ爪及びパウルの摩耗量を調べる。	③　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			④　起動レバーの摩耗量を調べる。	④　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			⑤　つり上げ装置用ラチェット止め金具及びリンク等の作動の適否及び摩耗の有無を調べる。	⑤　正常に作動し、かつ、著しい摩耗がないこと。
			⑥　ハンマーのつり上げフックの損傷の有無及び摩耗量を調べる。	⑥　損傷がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			⑦　つり上げシーブピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。	⑦　著しい摩耗がないこと。
		g　キャップ	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　緩衝材（プラグを含む。）の損傷の有無を調べる。	②　著しい損傷がないこと。
			③　つりワイヤロープの損傷の有無及び取付け長さを調べる。	③　損傷がなく、かつ、長さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑵　ジブ		別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　リーダー		別表第１の「1.8　リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　ワイヤロープ		別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.6 油圧装置 4.1.7 操作装置 4.1.8 安全装置 4.1.9 車体関係	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.1.10 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.2　油圧パイルドライバー

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.2.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.2 動力伝達装置 4.2.3 走行装置 4.2.4 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.5 作業装置	⑴　油圧パイルハンマー	a　ケーシング	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	②　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			③　ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
			④　ラムとケーシングしゅう動部の隙間を調べる。	④　隙間が過大又は過小でないこと。
			⑤　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
			⑥　ハンマー本体つり上げ用リブ下面の摩耗の有無を調べる。	⑥　著しい摩耗がないこと。
			⑦　つり上げ用ブラケット、フック及びピンの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	⑦　亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
		b　ラム	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
			②　ラムとシリンダーとの連結部の亀裂、損傷、変形及び緩みの有無を調べる（シリンダー直結式のものに限る。）。	②　亀裂、損傷、著しい変形及び緩みがないこと。
			③　ワイヤロープの損傷の有無を調べる（ワイヤつり式のものに限る。）。	③　損傷がないこと。
			④　落下高さ検知センサー（鉄片を含む。）溶接部の亀裂及び摩耗の有無を調べる。	④　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			⑤　Uパッキングの損傷及び摩耗の有無を調べる（ラムピストン式のものに限る。）。	⑤　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		c　アンビル、キャップ及びカバー	①　アンビルの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
			②　ラムクッション及びキャップクッションの損傷の有無を調べる。	②　著しい損傷がないこと。

			③　カバー及びキャップの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
			④　カバー及びキャップの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	④　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
			⑤　アンビルガイド及びアンビルのかじり及び摩耗の有無を調べる。	⑤　かじり及び著しい摩耗がないこと。
			⑥　緩衝ゴムの亀裂及び損傷の有無を調べる。	⑥　亀裂及び損傷がないこと。
			⑦　ハイドロコンバーターの損傷及び油漏れ並びにボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑦　損傷及び油漏れ並びにボルトの緩み及び脱落がないこと。
			⑧　密閉式アンビル部の潤滑用液量の適否を調べる。	⑧　量が適正であること。
			⑨　二つ割金物の変形の有無及び摩耗量を調べる。	⑨　変形がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		d　つり上げ装置	①　ガイドギブ（別名案内金物）とリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	①　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　ガイドギブ取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　つり上げ装置用ラチェット止め金具及びリンク等の作動の適否及び摩耗の有無を調べる。	③　正常に作動し、かつ、著しい摩耗がないこと。
			④　ハンマーつり上げフックの損傷の有無及び摩耗量を調べる。	④　損傷がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			⑤　つり上げシーブのピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗がないこと。
		e　油圧機器　イ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ　油圧シリンダー ハ　方向制御弁 ニ　電磁弁 ホ　逆止め弁 ヘ　アキュムレーター	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		f　制御装置（別名コントロールボックス）	①　ストローク調整装置、インターバル調整装置及びブローカウンター等の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。

		② キャブタイヤケーブルの損傷及び断線の有無を調べる。	② 損傷及び断線がないこと。
	⑵ ジブ	別表第１の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶ リーダー	別表第１の「1.8 リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷ ワイヤロープ	別表第１の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸ 油圧パワーユニット	① ハンマーを作動させ、作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ 原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
4.2.6 油圧装置 4.2.7 操作装置 4.2.8 安全装置 4.2.9 車体関係	⑴ 上部旋回体	別表第１の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵ 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶ 給油脂	別表第２の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.2.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.3　硬質地盤油圧式くい圧入機

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.3.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.2 動力伝達装置 4.3.3 走行装置 4.3.4 操縦装置 4.3.5 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　下部走行体（ホイール式のものに限る。）		別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.6 作業装置	⑴　オーガー装置	a　減速機	①　無負荷状態で作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
			②　カップリングの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			④　ケース内及びスイベル部からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
		b　オーガースクリュー	①　スクリューロッド、羽根及び継手部の損傷及び曲がりの有無並びに摩耗量の有無を調べる。	①　著しい損傷及び曲がりがなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　スクリュー内管におけるモルタル、ベントナイトその他異物の詰まりの有無を調べる。	②　詰まりがないこと。
		c　オーガーヘッド	①　羽根の損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
			②　爪の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	②　著しい損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
			③　ヘッド弁の損傷及び摩耗の有無並びに開閉状態を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、正常に作動すること。
			④　ヘッド内管におけるモルタル、ベントナイトその他異物の詰まりの有無を調べる。	④　詰まりがないこと。
		d　オーガーケーシング	①　オーガーケーシング、排土口及び継手部の損傷の有無及び摩耗量を調べる。	①　著しい損傷がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		e　先行ガイド	先行ガイドの損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷、変形及び摩耗がないこと。

		f　軸受		軸受の損傷及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷及び摩耗がないこと。
		g　オーガーフレーム		①　オーガーフレームの損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい損傷及び摩耗がないこと。
				②　ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		h　しゅう動部		しゅう動部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷及び摩耗がないこと。
		i　ジャバラ		①　ジャバラスライドの損傷及び変形の有無を調べる。	①　著しい損傷及び変形がないこと。
				②　ジャバラの布地における裂け、ほつれその他損傷の有無を調べる。	②　著しい損傷がないこと。
				③　取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	⑵　圧入機本体	a　爪	イ　チャック	①　摩耗量を調べる。	①　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
				②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			ロ　クランプ	①　摩耗量を調べる。	①　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
				②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			ハ　ケーシングチャック	①　摩耗量を調べる。	①　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
				②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　主構成フレーム	イ　リーダーマスト ロ　クランプ ハ　サドル ニ　スライドフレーム ホ　チャックフレーム ヘ　チャック ト　ケーシングチャック	亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂、著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
			チ　ホースリール	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、著しい損傷及び変形がないこと。
				②　取付け部の状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　取付け部の状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
				③　起状がスムーズにできるか調べる。	③　起状がスムーズにできること。

		④　ホースリールを操作し、作動の適否を調べる。	④　正常に作動すること。
	c　昇降設備、作業ステージ及びステップ	①　亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	d　しゅう動部	①　損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい損傷及び摩耗がないこと。
		②　給油脂状態を調べる。	②　給油脂が十分であること。
	e　ギヤ、ピニオン及び駆動軸	①　回転させて、引っ掛かり及び異音の有無を調べる。	①　円滑に回転し、かつ、異音がないこと。
		②　回転ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		③　取付けボルトの緩み、折損及び脱落の有無を調べる。	③　緩み、折損及び脱落がないこと。
		④　軸受の摩耗の有無を調べる。	④　著しい摩耗がないこと。
⑶　反力架台	a　フレーム	フレームの損傷及び変形の有無を調べる。	著しい損傷及び変形がないこと。
	b　アーム	①　アームの損傷及び変形の有無を調べる。	①　著しい損傷及び変形がないこと。
		②　アームを開閉させて、スムーズに動くか調べる。	②　スムーズに動くこと。
⑷　パワーユニット		①　圧入機を作動させて、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　作動油の量及び汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
		④　ケーブルの作動の適否及び損傷の有無を調べる。	④　正常に作動し、かつ、著しい損傷がないこと。
⑸　油圧装置	a　フィルター b　配管 c　油圧モーター d　油圧シリンダー e　方向制御弁 f　電磁弁 g　圧力制御弁 h　流量制御弁 i　逆止め弁 j　アキュムレーター k　回転継手	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑹ 電気機器	a　各センサー	各操作を行い、作動の適否を調べる。	正常に作動し、かつ、適正に制御されていること。
		b　モニター	①　各操作を行い、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　モニターの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
		c　安全灯及び警報装置	①　各操作を行い、作動の適否及び取付け状態を調べる。	①　正常に作動し、かつ、取付け状態が適正であること。
			②　各安全灯のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
		d　配線	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
			②　損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		e　操作盤	①　各スイッチを操作し、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　ケーブル及びコードの損傷、ねじれ及び断線の有無並びに絶縁の状態を調べる。	②　損傷、ねじれ及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。
			③　操作盤の破損及び水等の浸入の有無を調べる。	③　破損及び水等の浸入がないこと。
		f　エンジン停止スイッチ	①　スイッチを操作し、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　取付け部の緩みの有無を調べる。	②　緩みがないこと。
	⑺ つり具	a　つりワイヤ	別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b　シャックル及びつりボルト	①　スナップピンの損傷、変形及び脱落の有無を調べる。	①　著しい損傷、変形及び脱落がないこと。
			②　シャックル及びつりボルトの亀裂、変形及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂、著しい変形及び損傷がないこと。
			③　ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		c　つりベルト	①　長さその他仕様の適否を調べる。	①　仕様が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
			②　損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
4.3.7 油圧装置 4.3.8 操作装置 4.3.9 安全装置 4.3.10 車体関係	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　下部走行体（ホイール式のものに限る。）		別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑸　表示板	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.4　振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置				検　査　方　法	判　定　基　準
4.4.1 原動機	ディーゼルエンジン			別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.2 動力伝達装置 4.4.3 走行装置 4.4.4 操縦装置 4.4.5 制動装置	⑴　上部旋回体			別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）			別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）			別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　下部走行体（ホイール式のものに限る。）			別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.6 作業装置	⑴　振動パイルハンマー	a　緩衝機	イ　ハンガー	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び著しい損傷がないこと。
			ロ　シャックル及びシャックルピン	①　亀裂の有無及び摩耗量を調べる。	①　亀裂がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
				②　シャックル止め及び軸止め金具の緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			ハ　シャフト及びブシュ	摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。
			ニ　スプリング	①　コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。	①　亀裂がないこと。
				②　ハンマーをつらない状態で、主スプリングのへたりの有無を調べる。	②　著しいへたりがないこと。
				③　ハンマーをつった状態で、補助スプリングのへたりの有無を調べる。	③　著しいへたりがないこと。
				④　クッションゴム及びストップゴムの亀裂、劣化及び脱落の有無を調べる。	④　亀裂、劣化及び脱落がないこと。
		b　電動機		別表第１の「1.1.2　電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　起振機		①　無負荷状態で作動させ、異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
				②　亀裂及び変形の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい変形がないこと。
				③　ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
				④　つり環の摩耗の有無を調べる。	④　著しい摩耗がないこと。
				⑤　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	⑤　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
				⑥　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑥　油漏れがないこと。

		d チャック	イ　チャック歯	①　摩耗の有無を調べる。	①　著しい摩耗がないこと。
				②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			ロ　チャック	作動させて連動機構部のがた及びかみ合い状態を調べる。	著しいがたがなく、かつ、かみ合いが適正であること。
			ハ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ニ　油圧シリンダー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
			ホ　逆止め弁（パイロットチェック弁を含む。）	①　チャックを作動させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
				②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
				③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
		e　油圧パワーユニット		①　チャックを作動させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
				②　作動油の量及び汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
				③　原動機及び各油圧機器からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑵　ジブ			別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　リーダー			別表第１の「1.8　リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　ワイヤロープ			別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.7 油圧装置 4.4.8 操作装置 4.4.9 安全装置 4.4.10 車体関係	⑴　上部旋回体			別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）			別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）			別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　下部走行体（ホイール式のものに限る。）			別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　給油脂			別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.11 総合テスト				走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.5　振動パイルドライバー（油圧式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置				検　査　方　法	判　定　基　準
4.5.1 原動機	ディーゼルエンジン			別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.2 動力伝達装置 4.5.3 走行装置 4.5.4 操縦装置 4.5.5 制動装置	⑴　パワー・ショベル系機体			別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クレーン系機体	a　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		d　下部走行体（ホイール式のものに限る。）		別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.6 作業装置	⑴　振動パイルハンマー	a　緩衝機	イ　ハンガーフレーム	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び著しい損傷がないこと。
			ロ　つり金具	亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			ハ　ピン及びブシュ	摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。
			ニ　シャックル及びシャックルピン	この表の「4.4　振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
			ホ　スプリング	①　コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。	①　亀裂がないこと。
				②　ハンマーをつらない状態で、コイルスプリングのへたりの有無を調べる。	②　著しいへたりがないこと。
				③　ラバースプリング及びストップゴムの亀裂及び劣化の有無を調べる。	③　亀裂及び劣化がないこと。
				④　ラバースプリング及びストップゴムの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
			ヘ　ロック機構（垂直、水平、旋回に限る。）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
				②　操作して掛かり及び外れの状態を調べる。	②　確実に作動すること。
				③　油圧シリンダーからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
				④　油圧ホースのひび割れその他損傷、劣化及び取付け状態における干渉の有無を調べる。	④　ひび割れその他損傷、劣化及び干渉がないこと。

b 起振機	イ　起振機本体	①　無負荷状態で作動させ、異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　亀裂及び変形の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい変形がないこと。
		③　ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑤　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤　油漏れがないこと。
	ロ　油圧モーター ハ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ニ　ベルトカバー及びチェーンカバー	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付け状態を調べる。	②　取付け状態が適正であること。
c チャック	イ　チャック歯 ロ　チャック	この表の「4.4　振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ハ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ニ　油圧シリンダー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	ホ　逆止め弁（パイロットチェック弁を含む。）	この表の「4.4　振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
d　油圧パワーユニット		①　起振機及びチャックを作動させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　作動油の量及び汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
e　油圧コントロールユニット		①　方向制御弁を操作し、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
f　エクステンションアーム		①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。

			② ハンマーを作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	② 著しいがたがないこと。
			③ 取付けボルト、ナット及び取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
			④ シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	④ 著しい摩耗がないこと。
			⑤ シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	⑤ 著しい摩耗がないこと。
	⑵ ブーム、アーム及びリンク（パワー・ショベル系機体に限る。）		① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
			② ハンマーを作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	② 著しいがたがないこと。
			③ 取付けボルト、ナット及び取付けピンの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
			④ ピンシールの損傷の有無を調べる。	④ 損傷がないこと。
	⑶ ジブ（クレーン系機体に限る。）		別表第１の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷ ワイヤロープ（クレーン系機体に限る。）		別表第１の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.7 油圧装置 4.5.8 操作装置 4.5.9 安全装置 4.5.10 車体関係	⑴ パワー・ショベル系機体		別表第３の「3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵ クレーン系機体	a 上部旋回体	別表第１の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b 下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c 下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第１の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		d 下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.6 下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶ 給油脂		別表第２の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.6　アース・ドリル（油圧式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.6.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.2 動力伝達装置 4.6.3 走行装置 4.6.4 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.5 作業装置	⑴　ドリル装置	a　アースドリルバケット（拡底バケットを含む。）	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい損傷がないこと。
			②　爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。	②　著しいがた及び摩耗がないこと。
			③　底蓋開閉装置の作動の適否を調べる。	③　正常に作動すること。
			④　底蓋の損傷の有無を調べる。	④　著しい損傷がないこと。
			⑤　サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。
			⑥　ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。	⑥　著しい摩耗がないこと。
			⑦　レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑦　損傷及び著しい摩耗がないこと。
			⑧　ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。	⑧　損傷及び著しい曲がりがないこと。
			⑨　拡大翼の変形及び摩耗の有無を調べる（拡底バケットに限る。）。	⑨　著しい変形及び摩耗がないこと。
			⑩　カッターの摩耗及び割れの有無を調べる。	⑩　著しい摩耗及び割れがないこと。
		b　ケリーバー	①　損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
			②　緩衝用ボルトの損傷及び曲がりの有無を調べる。	②　著しい損傷及び曲がりがないこと。
			③　緩衝用ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。	③　損傷及びへたりがないこと。
			④　緩衝用ナットの緩みの有無を調べる。	④　緩みがないこと。
			⑤　ストッパーの損傷及び変形の有無を調べる。	⑤　損傷及び著しい変形がないこと。
			⑥　回転継手の回転の状態を調べる。	⑥　円滑に回転すること。
			⑦　回転継手からの油漏れ及び取付けピンの緩みの有無を調べる。	⑦　油漏れ及び取付けピンの緩みがないこと。

		c　ケリーバー押下げ装置	ケリーバー押下げ装置の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		d　フロントフレーム	フレームの損傷及び変形の有無を調べる。	損傷及び著しい変形がないこと。
		e　ケリードライブ装置	①　作動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
			②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
			④　バッファーの亀裂の有無を調べる。	④　著しい亀裂がないこと。
		f　フレームサポート及びフレーム起伏ガイドシーブ	①　シーブブラケット及びターンバックルの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
			③　シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	③　著しい摩耗がないこと。
		g　油圧機器　イ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ　油圧モーター ハ　油圧シリンダー ニ　電磁弁	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ジブ		別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ワイヤロープ		別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.6　油圧装置 4.6.7　操作装置 4.6.8　安全装置 4.6.9　車体関係	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.10　総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.7　アース・ドリル（機械式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.7.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.2 動力伝達装置 4.7.3 走行装置 4.7.4 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.5 作業装置	⑴　ドリル装置	a　アースドリルバケット	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい損傷がないこと。
			②　爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。	②　著しいがた及び摩耗がないこと。
			③　底蓋開閉装置の作動の適否を調べる。	③　正常に作動すること。
			④　底蓋の損傷の有無を調べる。	④　著しい損傷がないこと。
			⑤　サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。
			⑥　ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。	⑥　著しい摩耗がないこと。
			⑦　レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑦　損傷及び著しい摩耗がないこと。
			⑧　ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。	⑧　損傷及び著しい曲がりがないこと。
		b　ケリーバー	この表の「4.6　アース・ドリル（油圧式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　ケリーバー押下げ装置（油圧押下げ装置を含む。）	①　スイベルブロック及びコッターの摩耗の有無を調べる。	①　著しい摩耗がないこと。
			②　コッターばねの損傷及びへたりの有無を調べる。	②　損傷及びへたりがないこと。
			③　ブラケット及びステーの亀裂及び変形の有無を調べる。	③　亀裂及び著しい変形がないこと。
			④　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		d　フロントフレーム	①　フレームの損傷及び変形の有無を調べる。	①　損傷及び著しい変形がないこと。
			②　フレームレバーの変形及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい変形及び摩耗がないこと。
			③　ブームフートレバーの変形の有無を調べる。	③　著しい変形がないこと。
			④　ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。	④　損傷及びへたりがないこと。
			⑤　フレームロック用爪の変形及び摩耗の有無を調べる。	⑤　著しい変形及び摩耗がないこと。

			⑥　カバーの損傷及び変形の有無を調べる。	⑥　損傷及び著しい変形がないこと。
			⑦　テークアップのアジャストボルトの損傷の有無を調べる。	⑦　著しい損傷がないこと。
		e　ドラム軸	①　軸及び軸受の摩耗の有無を調べる。	①　著しい摩耗がないこと。
			②　ドラムの損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい損傷及び摩耗がないこと。
			③　チェーンの緩みを調べる。	③　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			④　チェーン及びスプロケットの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	④　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			⑤　滑りクラッチのかみ合いの適否及び動き具合を調べる。	⑤　かみ合いが適正で、かつ、動きが円滑であること。
			⑥　ギヤボックスの異音及び油漏れの有無を調べる。	⑥　異音及び油漏れがないこと。
			⑦　ギヤ付き軸の摩耗の有無を調べる。	⑦　著しい摩耗がないこと。
			⑧　バッファーの損傷の有無を調べる。	⑧　著しい損傷がないこと。
		f　フレームサポート及びフレーム起伏ガイドシーブ	この表の「4.6　アース・ドリル（油圧式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		g　油圧機器　イ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）　ロ　油圧シリンダー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ジブ		別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ワイヤロープ		別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.6　油圧装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.7　操作装置	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.8　安全装置	⑶　給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.9　車体関係				
4.7.10　総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.8　一体型せん孔機

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
4.8.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.2 動力伝達装置	⑴　流体継手	①　作動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑵　Ｖプーリー	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑶　Ｖベルト（ポンプ駆動用、ウインチ駆動用に限る。）	①　緩みを調べる。	①　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい損傷及び摩耗がないこと。
4.8.3 走行装置 4.8.4 制動装置	下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.5 作業装置	⑴　ウインチ	①　作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
		②　ブレーキ及びクラッチの作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
		③　ドラムの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	③　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		④　バンドの亀裂及び変形並びにライニングの摩耗の有無を調べる。	④　亀裂及び変形並びにライニングの著しい摩耗がないこと。
	⑵　ウインチ減速機	①　作動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　チェーンの損傷及び摩耗の有無並びに伸びを調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　スプロケットの損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		④　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑤　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤　油漏れがないこと。

(3) ウインチ操作装置	a　マスターシリンダー	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b　パワーシリンダー	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	c　ロッド、リンク及びケーブル類	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	d　ホース及びパイプ	①　圧力をかけ、油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　ひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	②　著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		③　ホースクランプ、パイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体との干渉の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
(4) ブーム	a　ブーム	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　取付けピン及び固定ピンの摩耗量を調べる。	②　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	③　著しい摩耗がないこと。
		④　シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	④　著しい摩耗がないこと。
		⑤　はしご、手すり及び踊り場の損傷及び変形の有無を調べる。	⑤　損傷及び変形がないこと。
		⑥　ブームステーの変形及び摩耗の有無を調べる。	⑥　著しい変形及び摩耗がないこと。
	b　キャリッジ	①　損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　ストッパーの作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
		③　緩衝機の平ばねのへたりの有無を調べる。	③　へたりがないこと。
	c　排土板	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
	d　クラウンヘッド	①　変形及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　クラウンポール及びピンの摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
	e　シュート	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。

⑸ チュービング装置	a　クランピングユニット	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　連結用のピン及びブシュの変形及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい変形及び摩耗がないこと。
		③　取付け部の変形及び摩耗の有無を調べる。	③　著しい変形及び摩耗がないこと。
		④　締付けシリンダーを作動させ、チューブの締めしろを調べる。	④　締めしろが適正であること。
	b　アーム	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　揺動シリンダーの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	c　下部ガイド	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　ガイドピン及びコッターの緩みの有無を調べる。	②　緩みがないこと。
⑹ 旋回装置	a　クランピングユニット	この表の「4.8.5　作業装置」の「⑸　チュービング装置」の「a　クランピングユニット」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b　減速機	①　作動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ピニオン及びギヤの損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		③　ケースの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	③　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		④　スライド部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	④　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		⑤　ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
		⑥　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	⑥　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		⑦　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑦　油漏れがないこと。
	c　クランプ開閉装置	①　タイヤの空気圧を調べる。	①　空気圧が適正であること。
		②　タイヤの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		③　回転体の損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。
⑺　ハンマーグラブ		①　グラブヘッドとクラウンヘッドとの連結状態を調べる。	①　確実に連結されていること。
		②　作動させてシェルの開閉状態を調べる。	②　正常に作動すること。
		③　グラブの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	③　亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
		④　シェルの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	④　亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
		⑤　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。

	⑻　ワイヤロープ	別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.6 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター ⑹　油圧シリンダー ⑺　方向制御弁 ⑻　電磁弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　オイルクーラー ⑾　アキュムレーター ⑿　回転継手	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⒀　走行関係油圧機器	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.7 操作装置	操作レバー	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.8 安全装置 4.8.9 車体関係	⑴　前部フレーム	①　損傷及び変形の有無を調べる。	①　損傷及び著しい変形がないこと。
		②　揺動シリンダーの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　後部フレーム	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑶　アウトリガー	①　前部及び伸び部のアウトリガーを作動させ、引っ掛かり等の異常の有無を調べる。	①　円滑に作動すること。
		②　構造部の変形及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい変形及び摩耗がないこと。
		③　固定ピン部の変形及び摩耗の有無を調べる。	③　著しい変形及び摩耗がないこと。
		④　前部アウトリガーのフートアセンブリーの締付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		⑤　後部アウトリガーのインナーボックスのがたの有無を調べる。	⑤　著しいがたがないこと。
	⑷　表示板	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　警報装置	別表第２の「2.4　スクレープ・ドーザー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　計器類（油圧計、水温計、電流計を含む。）	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑺　下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　給油脂	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
4.8.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.9　分離型せん孔機

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.9.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.2 動力伝達装置 4.9.3 走行装置 4.9.4 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.5 作業装置	⑴　把持装置（くさび式及びバンド式に限る。）	a　メインチャック	①　チャックフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
			②　締付けバンド、くさび及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			③　連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。	③　変形及び著しい摩耗がないこと。
		b　サブチャック	①　締付けバンド、くさび及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			②　連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。	②　変形及び著しい摩耗がないこと。
	⑵　押込み・引抜き装置	a　ガイドポスト	①　ガイドポストの亀裂、変形及びブシュの摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			②　ガイドポストの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　ステージ	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
			②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑶　回転駆動装置	a　ドライブフレーム	①　ドライブフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
			②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　回転減速機	①　回転中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
			②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			③　ケース内の封入グリース量及び汚れの有無を調べる。	③　封入グリース量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		c　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑷ 水平調整装置	a　ベースフレーム	①　ベースフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
			②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　レベルジャッキ	球座のかじり及び変形の有無を調べる。	かじり及び著しい変形がないこと。
		c　反力装置（おもり式、バー式のものに限る。）	①　架台の亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
			②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑸ 油圧装置	a　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） b　油圧シリンダー c　油圧モーター d　方向制御弁 e　電磁弁 f　逆止め弁 g　アキュムレーター	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹ パワーユニット		①　せん孔機を作動させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　作動油の量及び汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			③　原動機及び各油圧機器（配管を含む。）からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
			④　リモコン、角度計及びケーブルの作動の適否及び損傷の有無を調べる。	④　正常に作動し、かつ、著しい損傷がないこと。
	⑺ ジブ		別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻ ワイヤロープ		別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑼ ハンマーグラブ		この表の「4.8　一体型せん孔機」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.6 油圧装置 4.9.7 操作装置 4.9.8 安全装置 4.9.9 車体関係	⑴ 上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵ 下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶ 表示板		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷ 給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.10 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.10　アース・オーガー

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.10.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.10.2 動力伝達装置 4.10.3 走行装置 4.10.4 操縦装置 4.10.5 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.10.6 作業装置	⑴　掘削機	a　減速機	①　無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
			②　カップリングの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			④　ケース、スイベル部及び下部カップリングからの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
		b　減速機ホルダー	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
			③　シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	③　著しい摩耗がないこと。
			④　ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	④　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			⑤　バランスウェイト及びカウンターウェイトの取付け状態を調べる。	⑤　取付け状態が適正であること。
		c　オーガースクリュー	①　スクリューロッド、羽根及び継手部の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。
			②　スクリュー内管におけるモルタル、ベントナイトその他異物の詰まりの有無を調べる。	②　詰まりがないこと。
			③　スクリュー芯金及びパッキンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		d　オーガーヘッド	①　羽根の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。

			② 爪の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	② 著しい損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
			③ ヘッド弁の損傷及び摩耗の有無並びに開閉状態を調べる。	③ 損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、正常に作動すること。
			④ ヘッド内管におけるモルタル、ベントナイトその他異物の詰まりの有無を調べる。	④ 詰まりがないこと。
		e 電動機	別表第１の「1.1.2 電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		f 油圧機器 イ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ロ 油圧モーター	別表第１の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		g トップシーブ	① 溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	① 著しい摩耗がないこと。
			② ピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	② 著しい摩耗がないこと。
		h 中間振れ止め装置	① ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。	① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			② シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	② 著しい摩耗がないこと。
			③ シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	③ 著しい摩耗がないこと。
			④ スペーサーの損傷及び摩耗の有無を調べる。	④ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
		i 下部振れ止め装置	① ローラーの損傷及び摩耗の有無並びに回転の状態を調べる。	① 損傷及び著しい摩耗がなく、かつ、円滑に回転すること。
			② ホルダークランプの亀裂及び損傷の有無並びに取付け状態を調べる。	② 亀裂及び損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
	⑵ ジブ		別表第１の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶ リーダー		別表第１の「1.8 リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷ ワイヤロープ		別表第１の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.10.7 油圧装置 4.10.8 操作装置 4.10.9 安全装置 4.10.10 車体関係	⑴ 上部旋回体		別表第１の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵ 下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶ 下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷ 給油脂		別表第２の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

4.10.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.11　建柱車

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.11.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.2 動力伝達装置 4.11.3 走行装置 4.11.4 操縦装置 4.11.5 制動装置	下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.6 作業装置	⑴　オーガー装置	a　オーガーサポート	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　オーガーサポートの連結部のがた及びスライダーの摩耗の有無を調べる。	②　上下及び左右に著しいがたがなく、かつ、スライダーの摩耗がないこと。
			③　オーガー自動スライド装置のスプリングのへたりの有無及び作動の適否を調べる。	③　へたりがなく、かつ、正常に作動すること。
			④　スライダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		b　アーム	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　ピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
			③　ピン取付けナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		c　オーガー減速機	①　無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
			②　ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			④　ケース及び出力軸からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
			⑤　サポート及びモーターケースの亀裂及び変形の有無を調べる。	⑤　亀裂及び著しい変形がないこと。
			⑥　サポートのボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑥　緩み及び脱落がないこと。
		d　オーガースクリュー	①　スクリューパイプ及びオーガーブレード（別名羽根）の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。
			②　伸縮用シャフトの伸縮状態を調べる。	②　伸縮状態が適正であること。

			③　固定ピンの損傷及び変形の有無並びにロック状態を調べる。	③　損傷及び変形がなく、かつ、ロック状態が適正であること。
			④　スクリュー取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
			⑤　スクリューストッパーの損傷の有無を調べる。	⑤　損傷がないこと。
		e　オーガーヘッド	①　損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。
			②　カッター及び爪の損傷の有無を調べる。	②　著しい損傷がないこと。
			③　カッター取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		f　格納装置	①　ステーの亀裂及び開きの有無を調べる。	①　亀裂及び著しい開きがないこと。
			②　カムの摩耗の有無及び作動の適否を調べる。	②　著しい摩耗がなく、かつ、作動が適正であること。
		g　巻過ぎ防止装置	①　作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
			③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		h　送油ガイド	①　ジブを伸縮させ、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　ケース、帯板及びシーブの損傷の有無を調べる。	②　著しい損傷がないこと。
			③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		i　ウインチ装置	①　作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
			②　最大定格荷重の荷をつり、ブレーキの効き具合を調べる。	②　効き具合が正常であること。
			③　ドラムの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	③　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
			④　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			⑤　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤　油漏れがないこと。
			⑥　取付け状態を調べる。	⑥　取付け状態が適正であること。
		j　ジブ伸縮装置　イ　ワイヤガード	①　ジブを伸縮させ、各ワイヤガード間の干渉の有無を調べる。	①　干渉がないこと。
			②　ガイド及びスライダーの損傷及び摩耗の有無並びに取付け状態を調べる。	②　著しい損傷及び摩耗がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
		ロ　フック平行移動装置	ジブを伸縮させ、ジブ先端とつりフックとの間隔を調べる。	間隔が常に一定であること。
⑵　ジブ			別表第１の「1.7.2　ボックス構造ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑶　ワイヤロープ		別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター ⑹　油圧シリンダー ⑺　方向制御弁 ⑻　圧力制御弁 ⑼　逆止め弁 ⑽　回転継手		別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.8 操作装置	レバー、ペダル及びハンドル		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.9 安全装置 4.11.10 車体関係	⑴　旋回装置	a　ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		b　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　旋回減速機	別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　架台装置	a　サブフレーム（操作架台を含む。）	①　フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　ジブ受け及びポール受け	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑶　ペダルロック及びレバーロック		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　アウトリガー	a　ビーム、ビームボックス及びフロート b　ロック及びロックピン	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　座席 ⑹　昇降設備及び滑り止め ⑺　表示板		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑼　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第５　締固め用機械

5.1　ロードローラー及びタイヤローラー

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
5.1.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.2 動力伝達装置	⑴　主クラッチ ⑵　クラッチペダル		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　マスターシリンダー		①　ペダルを反復操作して油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
			②　リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	⑷　パワーシリンダー		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　カップリング		アイドリング状態で、異音の有無を調べる。	異音がないこと。
	⑹　トルクコンバーター ⑺　トランスミッション（前後進機を含む。）		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　プロペラシャフト ⑼　デファレンシャル		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑽　ファイナルドライブ	a　チェーン及びスプロケット	①　チェーンの緩みを調べる。	①　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　リンクプレート、ローラー及びピンの摩耗の有無並びにクリップ及び割りピンの欠損及び脱落の有無を調べる。	②　著しい摩耗並びにクリップ及び割りピンの欠損及び脱落がないこと。
			③　スプロケットの歯の損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		b　駆動ギヤ	①　走行させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
			②　損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がないこと。
			③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
			④　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	④　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			⑤　ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑤　油漏れがないこと。

5.1.3 走行装置	⑴　ヨーク（キングピンを含む。）	①　走行させてヨークピンのがた及び異音の有無を調べる。	①　がた及び異音がないこと。
		②　損傷及び変形の有無を調べる。	②　損傷及び変形がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　ロール（ロードローラーに限る。）	①　走行させてがた及び異音の有無を調べる。	①　がた及び異音がないこと。
		②　損傷及び変形の有無を調べる。	②　損傷及び著しい変形がないこと。
	⑶　タイヤ（ホイールを含む。）（タイヤローラーに限る。）	①　空気圧を調べる。	①　空気圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	②　走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		③　金属片、石その他異物のかみ込みの有無を調べる。	③　異物のかみ込みがないこと。
		④　ホイールナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		⑤　リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑤　走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。
		⑥　走行させ、若しくは、車輪を浮かせて駆動させ、又は手動させ、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑥　がた、異音及び異常発熱がないこと。
5.1.4 操縦装置	⑴　操向レバー（ロードローラーに限る。）	①　走行状態でレバーの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。	①　振れ及び取られがなく、かつ、戻り具合及び重さが適正であること。
		②　レバーを操作し、遊びを調べる。	②　レバーの遊びが適正であること。
	⑵　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ギヤボックス ⑷　ロッド及びアーム類 ⑸　かじ取り車輪 ⑹　パワーステアリング装置（油圧倍力装置を含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　アーティキュレート機構（ロードローラーに限る。）	別表第２の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　オイルブレーキ ⑹　エアブレーキ ⑺　ブレーキ倍力装置 ⑻　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑼　バックプレート ⑽　駐車ブレーキドラム及びライニング		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.6 作業装置	⑴　散水装置	a　ポンプ駆動装置（機械式のものに限る。）	①　作動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
			②　プロペラシャフトのスプライン、ユニバーサルジョイント及びベアリングのがた及び損傷の有無を調べる。	②　がた及び損傷がないこと。
			③　ベルトの緩みを調べる。	③　張り具合が適正であること。
			④　ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	④　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		b　ポンプ駆動装置（電動式のものに限る。）	作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。	異常振動及び異音がないこと。
		c　散水ポンプ	①　作動させて散水状態を調べる。	①　作動が正常であること。
			②　水漏れ及び損傷の有無を調べる。	②　水漏れ及び損傷がないこと。
		d　散水タンク	①　亀裂、損傷及び取付け部の緩みの有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び取付け部の緩みがないこと。
			②　水漏れの有無を調べる。	②　水漏れがないこと。
			③　水の汚れの有無を調べる。	③　著しい汚れがないこと。
		e　散水フィルター	①　フィルターエレメントの目詰まりの有無を調べる。	①　目詰まりがないこと。
			②　水漏れ及び損傷の有無を調べる。	②　水漏れ及び損傷がないこと。
		f　ホース、パイプ及びコック類	ホース、パイプ及びコック類の損傷及び取付け部の緩みの有無を調べる。	損傷及び緩みがないこと。
	⑵　泥よけ装置		①　前進させ、及び後進させて泥よけ機能の異常の有無を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　ブレード及びアーム等の損傷及び変形の有無並びに取付け状態を調べる。	②　損傷及び著しい変形がなく、かつ、取付け状態が適正であること。

	⑶　マットブラシ	①　タイヤ及びロールへの接触状態を調べる。	①　正常に接触していること。
		②　ブラシ及びホルダーの損傷及び変形の有無並びに取付け状態を調べる。	②　損傷及び著しい変形がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
5.1.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　ＨＳＴ用ポンプ付属弁 ⑹　油圧モーター ⑺　油圧シリンダー ⑻　方向制御弁 ⑼　圧力調整弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.8 操作装置	操作レバー	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.9 安全装置 5.1.10 車体関係	⑴　シャシーフレーム	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　キャブ ⑶　座席 ⑷　シートベルト ⑸　昇降設備及び滑り止め	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　けん引具	①　損傷及び変形の有無を調べる。	①　損傷及び著しい変形がないこと。
		②　ピンの欠損の有無を調べる。	②　欠損がないこと。
	⑺　歯止め	欠落及び損傷の有無を調べる。	欠落及び損傷がないこと。

	⑻　表示板 ⑼　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑽　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑾　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑿　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

5.2　振動ローラー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
5.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.2 動力伝達装置	⑴　遠心クラッチ	作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
	⑵　カップリング	この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　分配機	①　エンジンを始動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑷　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　減速機	①　走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑹　プロペラシャフト ⑺　デファレンシャル ⑻　ファイナルドライブ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.3 振動装置	⑴　振動機	①　作動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑵　ベルト	①　緩みを調べる。	①　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑶　防振ゴム	①　へたり、劣化、ひび割れ及び損傷の有無を調べる。	①　へたり、劣化、ひび割れ及び損傷がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
5.2.4 走行装置	⑴　ヨーク（キングピンを含む。） ⑵　ロール	この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

5.2.5 操縦装置	⑴　棒ハンドル（ハンドガイド式のものに限る。）	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付け部のがたの有無及びロックの効き具合を調べる。	②　がたがなく、かつ、効き具合が適正であること。
	⑵　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ギヤボックス ⑷　ロッド及びアーム類 ⑸　かじ取り車輪 ⑹　パワーステアリング装置（油圧倍力装置を含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　アーティキュレート機構	別表第２の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.6 制動装置		この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.7 作業装置	⑴　散水装置 a　ポンプ駆動装置（電動式のものに限る。） b　散水ポンプ c　散水タンク d　散水フィルター e　ホース、パイプ及びコック類	この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　泥よけ装置 ⑶　マットブラシ	この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.8 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　ＨＳＴ用ポンプ付属弁 ⑹　油圧モーター ⑺　油圧シリンダー ⑻　方向制御弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.9 操作装置 5.2.10 安全装置 5.2.11 車体関係		この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

5.2.12 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第６　コンクリート打設用機械

6.1　コンクリートポンプ車

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
6.1.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
6.1.2 動力伝達装置 6.1.3 走行装置 6.1.4 操縦装置 6.1.5 制動装置	下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
6.1.6 作業装置	(1) ブーム装置	a　ブーム	①　全伸長させて全体の曲がり及び長手方向のねじれの有無を調べる。	①　ブームの全長にわたって上下及び左右に著しい曲がりがなく、かつ、著しいねじれがないこと。
			②　打痕及び局部的なへこみ並びに溶接部の亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　著しい打痕及びへこみ並びに溶接部の亀裂及び損傷がないこと。
		b　リンク、ピン及び抜け止めボルト	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
			②　屈伸させ、及び旋回させて各連結のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
			③　ピンの抜け止めボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		c　ホースガイド	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	(2) 圧送装置	a　ポンプ本体	①　操作スイッチ及びレバーを操作し、ポンプの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　コンクリートピストン、吸入吐出弁及びローターを作動させ、ストローク数又はローターの回転数を調べる。	②　ストローク数又はローターの回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			③　亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③　亀裂及び損傷がないこと。

			④　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		b　真空ポンプ	①　作動させて真空度を調べる。	①　真空度が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　ベルトの緩みを調べる。	②　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			③　ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	③　損傷及び著しい摩耗がないこと。
		c　自動給油装置	作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		d　ホッパー及び攪拌装置	①　攪拌装置を作動させ、正転時及び逆転時の異常の有無を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　攪拌羽根の回転速度を調べる。	②　回転速度が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			③　ホッパー、スクリーン及び羽根の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	③　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
			④　駆動チェーンの緩みを調べる。	④　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			⑤　チェーンカバーの変形の有無及び取付け状態を調べる。	⑤　著しい変形がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
		e　輸送管、ホース及び継手	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　クランプの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	(3)　洗浄装置	a　水ポンプ	①　作動させて異音その他異常の有無を調べる。	①　異音がなく、かつ、正常に作動すること。
			②　吐出圧力を調べる。	②　吐出圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			③　水漏れの有無を調べる。	③　著しい水漏れがないこと。
		b　エアコンプレッサー	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　洗浄用詰物の受け管	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		d　ホース及び配管類	①　亀裂、損傷及び劣化の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び劣化がないこと。
			②　継手部の緩み、水漏れ及びエア漏れの有無を調べる。	②　緩み、水漏れ及びエア漏れがないこと。

6.1.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧配管に限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター（コンクリートポンプ用、攪拌機用、旋回用に限る。） ⑹　油圧シリンダー（コンクリート圧送用、バルブ切換用、ブーム屈伸用、アウトリガー用に限る。） ⑺　方向制御弁 ⑻　電磁弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　オイルクーラー ⒀　アキュムレーター ⒁　回転継手		別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
6.1.8 操作装置	⑴　操作レバー（回転制御レバー、吐出量調整レバー、攪拌装置操作レバー、アウトリガーレバー、ブーム手動レバーに限る。）		①　レバーを操作し、操作力及び遊びを調べる。	①　操作力が適正で、かつ、著しい遊びがないこと。
			②　ロック作動時の異常の有無を調べる。	②　正常に作動すること。
	⑵　操作パネルスイッチ（リモコンスイッチを含む。）		①　各スイッチを操作し、各装置の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　取付け部の緩みの有無を調べる。	②　緩みがないこと。
6.1.9 安全装置 6.1.10 車体関係	⑴　旋回装置	a　ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
		b　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	①　緩旋回させて引っ掛かり及び異音の有無を調べる。	①　円滑に旋回し、かつ、異音がないこと。
			②　旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			③　取付けボルトの緩み、折損及び脱落の有無を調べる。	③　緩み、折損及び脱落がないこと。
			④　ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
		c　旋回減速機	①　旋回中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。

			② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
			④ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④ 緩み及び脱落がないこと。
			⑤ 旋回中に旋回ブレーキを作動させ、効き具合を調べる。	⑤ 効き具合が正常であること。
	⑵ 架台装置	a サブフレーム及び旋回ベアリング架台	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。
			② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
		b ブーム受台	① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。
			② 緩衝ゴムの損傷及び脱落の有無を調べる。	② 著しい損傷及び脱落がないこと。
			③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
	⑶ アウトリガー装置	a ビーム、ビームボックス及びフロート b ロック及びロックピン	別表第１の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷ 昇降設備及び滑り止め ⑸ 表示板 ⑹ 表示灯及び作業灯		別表第１の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺ 計器類（圧力計、真空計、温度計、回転計を含む。）		作業装置を作動させ、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	⑻ 下部走行体（トラック式に限る。）		別表第１の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑼ 給油脂		別表第２の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
6.1.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第７　解体用機械

7.1　油圧ブレーカ

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
7.1.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.2 動力伝達装置 7.1.3 走行装置 7.1.4 操縦装置 7.1.5 制動装置			別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.6 作業装置	(1) ブレーカ本体	a　ブレーカ上部	①　封入ガス圧力を調べる。 異常がある場合は、石けん水等を用いてガス漏れの有無を調べる。	①　封入ガス圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　シリンダー	①　油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
			②　ピン穴部の亀裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		c　ブレーカ下部	①　亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　チゼルしゅう動部のブシュの摩耗量を調べる。	③　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			④　チゼルしゅう動部からの油漏れの有無を調べる。	④　著しい油漏れがないこと。
			⑤　チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。	⑤　給脂が十分であること。
		d　アキュムレーター	①　ブレーカを作動させ、ホースの異常な振れ、打撃のむら打ち、異音その他異常の有無を調べる。	①　ホースの異常な振れ、打撃のむら打ち、異音その他異常がないこと。
			②　接続部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		e　チゼル保持ピン	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		f　チゼル保持ピン用抜け止めピン	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。

		g　チゼル	破砕先端部、本体との間のしゅう動部、打撃受け面その他の部分の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
	⑵ ブラケット等	a　ブラケット	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			②　取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			③　ピンシールの損傷の有無を調べる。	③　損傷がないこと。
			④　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		b　緩衝材	防振ゴムその他の緩衝材の金具、ゴム及び合成樹脂の亀裂、摩耗及び劣化の有無を調べる。	亀裂、著しい摩耗及び劣化がないこと。
	⑶ ブーム等	a　ブーム、アーム及びリンク	別表第３の「3.1.4　作業装置」の「⑴　ブーム、アーム、バケット及びリンク」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b　散水配管	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれの有無を調べる。	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれがないこと。
			②　取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
7.1.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター ⑹　油圧シリンダー（作業機用、アウトリガー用に限る。） ⑺　方向制御弁 ⑻　電磁弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁（起伏装置用、伸縮装置用を含む。） ⑿　回転継手 ⒀　オイルクーラー		別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.8 操作装置	操作レバー等		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.9 安全装置 7.1.10 車体関係	⑴　作業範囲規制装置		①　作業装置を作動させ、自動停止装置及び警報装置の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
			②　各機器の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
			③　ケーブル及びコードの損傷及び断線の有無並びに絶縁の状態を調べる。	③　損傷及び断線がなく、かつ、絶縁が良好であること。

	④　ケーブル及びコードの接続部及び端子部のカバーを開けて、腐食、焼損及び緩みの有無を調べる。	④　腐食、焼損及び緩みがないこと。
	⑤　取付け状態を調べる。	⑤　取付け状態が適正であること。
⑵　水準器	①　水準器の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
	②　損傷の有無及び取付け状態を調べる。	②　損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
⑶　角度計	①　起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
	②　角度計の損傷の有無及び目盛等の鮮明度を調べる。	②　損傷がなく、かつ、目盛等が鮮明であること。
	③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
⑷　下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
⑸　アウトリガー　a　ビーム、ビームボックス及びフロート（ホイール式のものに限る。） b　ロック及びロックピン等（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
⑹　旋回フレーム及びブラケット ⑺　旋回ベアリング及び旋回ギヤ ⑻　旋回減速機 ⑼　旋回ロック ⑽　ペダルロック及びレバーロック ⑾　キャブ（ヘッドガードを含む。）	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
⑿　飛来物防護設備	亀裂、変形及び腐食の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂、著しい変形及び腐食がないこと。

	⑬　カウンターウェイト ⑭　座席 ⑮　シートベルト ⑯　昇降設備及び滑り止め ⑰　表示板 ⑱　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑲　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯を含む。） ⑳　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	㉑　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.1.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

7.2　空圧ブレーカ

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
7.2.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.2.2 動力伝達装置 7.2.3 走行装置 7.2.4 操縦装置 7.2.5 制動装置			別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.2.6 作業装置	⑴　ブレーカ本体	a　ブレーカ上部	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		b　シリンダー	①　ピン穴部の亀裂及びブラケットはめ合い部の摩耗の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		c　ブレーカ下部	①　亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
			②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
			③　チゼルしゅう動部のブシュの摩耗量を調べる。	③　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			④　チゼルしゅう動部の給脂状態を調べる。	④　給脂が十分であること。
		d　チゼル保持ピン e　チゼル保持ピン用抜け止めピン f　チゼル	この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ブラケット		この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　空圧装置	a　エアホース	①　ひび割れその他損傷及び劣化並びに継手部分の緩み及びエア漏れの有無を調べる。	①　ひび割れその他損傷及び劣化並びに継手部分の緩み及びエア漏れがないこと。
			②　クランプの状態を調べる。	②　クランプの状態が適正であること。
		b　操作弁	操作して作動の適否を調べる。	正常な打撃で、かつ、むら打ちがなく、かつ、確実に停止すること。
		c　ラインオイラー	油量及び油の汚れの有無を調べる。	油量が適正で、かつ、汚れがないこと。

	⑷ ブーム等	a　ブーム、アーム及びリンク b　散水配管	この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.2.7 油圧装置 7.2.8 操作装置 7.2.9 安全装置 7.2.10 車体関係			この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.2.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

7.3　鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機

検査対象の構造及び装置				検　査　方　法	判　定　基　準
7.3.1 原動機	ディーゼルエンジン			別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.2 動力伝達装置 7.3.3 走行装置 7.3.4 操縦装置 7.3.5 制動装置				別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.6 作業装置	⑴　鉄骨切断具、コンクリート圧砕具及び解体用つかみ具	a　フレーム（上部フレーム及び下部フレームに限る。）		①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
				②　取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
				③　ピンシールの損傷の有無を調べる。	③　損傷がないこと。
				④　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		b　旋回装置	イ　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
			ロ　旋回制御器（鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機のものに限る。）	①　効き具合を調べる。	①　効き具合が適正であること。
				②　旋回中の異音の有無を調べる。	②　異音がないこと。
				③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。

c 油圧装置	イ　油圧モーター（旋回用に限る。） ロ　回転継手 ハ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ニ　油圧シリンダー（開閉用に限る。） ホ　方向制御弁 ヘ　電磁弁 ト　圧力制御弁 チ　流量制御弁	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。		
d 切断部、圧砕部及びつかみ部	イ　切断アーム、圧砕アーム及びつかみアーム	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。	
	ロ　カッター（鉄骨切断機及びコンクリート圧砕機のものに限る。）	①　亀裂、欠け及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、欠け及び著しい摩耗がないこと。	
		②　ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。	
	ハ　つかみリンク（解体用つかみ機に限る。）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。	
		②　取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。	
		③　ピンシールの損傷の有無を調べる。	③　損傷がないこと。	
		④　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。	
	ニ　圧砕ポイント及びつかみポイント	脱落、がた及び摩耗の有無を調べる。	脱落、がた及び著しい摩耗がないこと。	

	⑵ ブーム等	a　ブーム、アーム及びリンク b　散水配管	この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.7 油圧装置 7.3.8 操作装置 7.3.9 安全装置 7.3.10 車体関係			この表の「7.1　油圧ブレーカ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
7.3.11 総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。